規定を以て土地の完全なる收益を爲すことを禁ぜらる。之に反して小作人は名義上に於てこそ『所有權』の取得を得ざれ、經濟事實に於ては永久に普通小作農の納むべき小作料の半額を納むれば足ることにせられたり。而して舊御藏入農業地の小作人のみ此の小作料半減の特典に浴し、爾餘の舊領地小作人が此の特典より全く除外せらるゝの結果、如何なる影響を農村社會に及ぼすべきかは之を想察するを得ん。卽ち此の第一次加地子田處分令發布後に於ては、舊御藏入農業地の地主は法律の强制により小作料半分取りの地主となり、隨て其土地の經濟的價値は舊御藏入地にあらざる鄕村の土地の價値の半分に相當するに過ぎざるに反し、該地の小作人は每年普通小作人の納むる小作料の二分の一を納入し、他の二分の一は免除せらるゝことゝなりたるを以て、其小作地の經濟的價値は御藏入地ならざる小作地に比し正に二倍の價値を有することゝなり、以て佐賀縣下を通じ價値半減の土地所有者と、價値二倍の小作者とが黙々交錯するの奇觀を呈するに至らんとす。斯くなれば從來普通の小作料を支拂ひて舊支藩領又は大配分地を耕作し居たる農民は爭うて蟻の甘きに着くが如く舊御藏入地を耕作せんとするに至り、農民が小作地の競爭を爲す結果は小作地に一種の權利を生じ此の權利の價格は理論上其地方普通地價の半額迄競り上げらるゝことゝなるべし。曾て藩制時代に於ける農民は他國に移住することを禁ぜられ、幕府の鎖國と相俟ち二重鎖國の束縛を受け居たるを以て、假令藩內と雖、支藩より本藩又は配分地へ轉住するが如きは特許による外絕對に許されざりしも、今や斯かる束縛全く解かれ、剩へ第一次加地子田處分令發布の翌月には土地永代賣買の解禁令さへ新政府により發布せらるゝに至りたるを以て、其收益半減せる御藏入地の舊地主中には其土地を賣らんとする傾向を生ずると共に、小作人中には『御藏入農地』に入りて小作せんとするものを生ずるに至り、斯くて明治新政府の土地政策が農民心理に及ぼす影響も亦頗る大なるものあらんとす。

二　土地制度の紛糾

顧るに其初めて加地子の猶豫せられたるは單なる小作料の支拂停止にて

ありしに、其後一定歩合を以て土地を地主と小作人とに分配すること行はれ、更に明治年度に入りてより、新政府は土地の所有權を凡て舊地主に復し、曾て小作人に分給したる土地をも之を取り返すことにしたるを以て、農村土地制度は之より益々混亂を呈せんとす。剩へ、最初閑叟公が一藩の土地制度に『手を附け』られてより今や三十年の歳月を經過したる後のことゝて、農村戸主の交替行はれ、天保年度に三十歳なりしもの、今は早や物故して亡く、假令生存しても既に六十幾歳となり居るの有様となり、此の間嘉永及び文久兩年度に分給せられたる土地を他人に隨意賣却したるものさへあるを以て、今明治新政府が過ぐる三十年間に於ける世態人事の變遷を顧慮せず、唯だ一途に三十年前の土地制度の本元に立ち歸り、舊地主に土地を返還せしめんとするも、其複雜なる事情の除かれざる限り、容易に實行し得られざるや知るべきのみ。されば鄉村庄屋に於ても此の紛糾せる土地制度を如何に整理すべきかにつきては施すべき術を知らず、新置縣廳に對し、唯だ其事情を有體に具申して命を待つの外なき有様なりき(83)。

83　加地子地面に付奉伺候事

一、天保十三寅年加地子地面御仕組にて、嘉永六丑年入鄉の地主へ持高の二分半丈自作用御下渡に相成居候處當節右地面寅年已前に被相復候旨被相達候に付ては、元下作の者右地面引請元々の通致下作度旨申出候處、地主には自作用被爲相渡候義に候得ば、當節元下作へ相渡候譯無之打追自作可仕旨申出候に付、如何相心得可然哉

一、同嘉永六丑年御下渡相成居候二分半之地面、自作仕候に付ては農具類偖又作馬買求候半では不相叶に付、右二分半地取納之内、少々賣離し候者も有之候處當節元下作の者引請元々通致下作度旨に候得ば、地主の者自分の地面自分に賣却罷在候に付、下作のため買戻し候譯にも參る間敷段申出候に付、是も如何相心得可然哉

一、當節加地子地御裁判に付、下作の義も寅年已前の下作に引渡し可申哉、又は只今作懸り候下作へ、打追渡し置可申哉

右之通双方より申出候に付、如何相心得可申上哉、此段御伺申上候　以上

申四月(明治五年)　伊萬里縣御廳

×　×　×

伊萬里鄉庄屋中

一、自作用被下渡候地面打追致自作候儀勿論に有之、天保寅年以前下作之者へ元々之通下作爲致候に不及事
一、自作用下渡地面之内、他に賣却候分も買戻し、寅年以前下作之者へ今又下作爲致候に不及候事
一、寅年以前下作之者へ下作爲致候に不及、當今作居りし者へ打追下作爲致置可申事

（以上縣廳附紙）

三　小作暴動

三十年前鍋島閑叟公は非常の英斷を以て御藏入地小作人の加地子全免を令達し、以て彼等の經濟生活を緩和せんとしたるが、之がため地主殊に小地主中に困難を感ずる者續出したるより、終に文久年度に至り、領内御藏入地の土地全部を一應『上支配』即ち藩有に移したる上、元地主へは二割五分、小作者へは七割五分の割合を以て分割給與することに定めたり。此の新令に對し、併萬里有田等の新田所持者並に鄕村の小地主中不平を唱へて除外例を認められたしと願出づるものありたるが、斯かる間に世は一轉して明治時代となり、

明治五年に於ける新政府の第一次加地子處分にては、土地の所有權は凡て之を元々通り地主に返し、其代り小作料は半減すべしとの令達ありしなり。此の處分によれば、曾て文久年間に七割五分の所有權を得たる小作人も、今や明治政府より其所有權全部を取り上げられ、再び昔ながらの小作人に戻り、其代り小作料の半減を以て苦情を和げられんとするものなれば、小作人の驚愕と落膽は之を推察するに足る。

然れ共地主は一日も早く新令に基き村の名寄帳を改めて土地所有の事實を明らかにせざるべからざりしが故に、庄屋を促し其整理を急がんとすれども、小作人は容易に之を承服せず、彼等は如何に庄屋の役宅に集合を命ぜられても從はず、却つて小作人等互に申合せをなし氣勢を煽りて團結を組み、鐘太鼓を亂打して庄屋の宅を襲撃し、地主の家に押し懸け、彼等の逃ぐるを追ひて之を毆打する等の暴擧に出でたるを以て、地主は恐々として其家族を引き纏めて他村に走り、漸く其難を逃るゝの有樣なりき。

斯くなれば、折角着手したる村の名寄帳の修正は到底實行し得られず、結局

地主も村役人も手の着けよう無く、遂に其暴行の有體を申して佐賀縣廳に陳情し、善後に關する處置方を願ふの外なきに至れり、これ明治五年五月のことなり(84)。

84　加地子田畠去る天保寅年御仕組に付、加地子米取引猶豫致し候樣被仰達置、御年限過候ても何連とも無御座候處、今般御政體御一新に付、地面之儀は皆式被御差戻、加地子米半丈け取納仕候樣當正月被命、難有仕合奉存上候、然處名寄引直しの儀、毎度庄屋々々へ申談候處、下作之者共落合兼候に付、差延し呉候樣申斷、兎哉角時日押送、三月半頃當鄕曲川村新村より取掛り度、庄屋喜平宛へ罷出候處、同村百姓共鐘太鼓押立、數百人押寄り致沸騰、庄屋宅家財相損じ、不法之働致し候に付、地主共相恐れ逃去候處、追駈け石を投散々の爲體に進、不容易事共に御座候、右の都合に付帳直し方一先見合罷在候事

一、伊萬里鄕の儀名寄直し追々取掛り候に付、當月四日我々儀大木村庄屋平八宅に罷出、名寄直し相談候處、今以百姓共承服不仕に付、植付後迄猶豫致し呉候樣掛り村役中より申斷候に付、先以村役面に丈け被相直度申談候處、何連も承知被致、翌々六月に相定、皆申合引取申候、然る處明け五月、衆て申合罷在候と相見え、山谷村より百姓共鐘太鼓押立、數百人相集、役々たり共名寄直し候義不相叶、寸地にても引直し候者は押潰可申、惣ては家別に集會不仕者には、料治として一歩づゝ爲差出、相談候者は、村廻し可仕旨、強勢申合治定致し候處、大木村の儀も、高辻へ同樣鐘太鼓押立双方四五百人群集仕、同樣の心得に付、何れ共致道無之段、大木村役儀右衞門、與吉、山谷村々役伊右衞門、源三郎、同六日朝地主宅々へ罷出、離切申候、惣ては我々儀庄屋宅罷出候はゞ、押寄木刀にて打伏可申差含罷在候由、我々罷出候哉と連に庄屋宅へ尋越候段、內分爲知來候、左候ては不容易相工み罷在候に付、相恐れ我々には有田山逃登申候、前斷最前曲川村拂騰の末に付、只樣手强相成、先般御布告相成候儀を相用候心底更に相見え不申、彌が上致增長、不法申募、只今の都合にては迚も相對にて扈合不申、當惑至極の參懸に御座候條、何連とか御評議被爲極被下候樣幾重にも奉歎願候、此段手續を以御達申上候　以上

申五月(明治五年)　　大木村地主中

事態既に斯くの如くなれば、小作人は地主に對して新令によりて定められたる小作料半額の支拂さへも履行せず、依然作り取りを續けて其日を過さんとせしを以て地主の困乏すること依然たり。

玆に於て佐賀縣廳も事の容易ならざるを見、遂に明治六年二月、新に布達を發し、前年加地子田を天保以前に復舊すべき旨達し置きたれども、尙ほ詮議すべき次第もあるに依り、それ迄は從前の儘に殘し、地券交付も當分見合はすべしとのことを一般に布達したり(85)。然るに地主等は中央政府及び地方廳が、悠々として問題の解決を急がざるを見、一日も早く土地所有權を恢復して、小作料を收納し得るに至らんことを其筋に請願して止まざりき(86)。

85　壬申春加地子舊復の儀及布達置候得共、猶又詮議の次第有之大藏省へ伺の上相達候品も有之候條、夫迄の處舊復加地子田畠の分は名寄不差極、地券取調子可申事

明治六年二月九日　縣廳

86　舊復の田畠に付奉願候事

御一新御政體に付、昨申正月地所皆式被御差戻、加地子米受納仕候樣、御布告被成下難有奉存上候、然處、先般加地子關係の田畠御詮議の次第被爲有候趣に付、大藏省御伺の上御相達可有御座に付、差控罷在候得共、最早時日差迫り候得者、乍恐御伺濟にも相成居可申奉存候間、廉々御差圖被爲遊被下度深重奉願上候　以上

桃川村　松永茂左衞門㊞　幸島市助㊞
緒方庄右衞門㊞
山形村　芹田源兵衞㊞
山川官藏㊞
井手安兵衞㊞
井手次右衞門㊞
中野原村　山口九十郎㊞
山口又右衞門㊞
山口又兵衞㊞
中野作太夫㊞
大川內村　前田新助㊞
前田和太郎㊞
前田常次郎㊞
天ケ瀨政次郎㊞
町裏村　前田傳九郎㊞
前田祐次郎㊞

松尾清兵衛㊞
前田半治㊞
脇田村
力武源左衛門㊞
力武惣十㊞
松島掬
富村文左衛門㊞
來島善藏㊞
來島安太郎㊞
木須村
橋口勘左衛門㊞
黒川龜右衛門㊞
橋口龜七㊞
瀬戸村
犬塚又右衛門㊞
中島善太夫㊞
古里形右衛門㊞
共外

明治六年第五月　三十五番大區
副長　齋藤善七㊞

加地子處分に關する明治初年の在鄕文書

說　明

向つて右端は明治六年二月、第一次處分令取消されたる後、地主が縣廳に土地復舊を願へるに對し、之を却下したる佐賀縣廳の指令文（註87參照）にして、中及ひ左端は明治六年八月の第二次加地子處分令に不平を懷きたる地主が佐賀縣廳に對して土地所有權全部を回復せしめられたしと歎願したる文書なり。何れも前田氏の舊藏に係る。

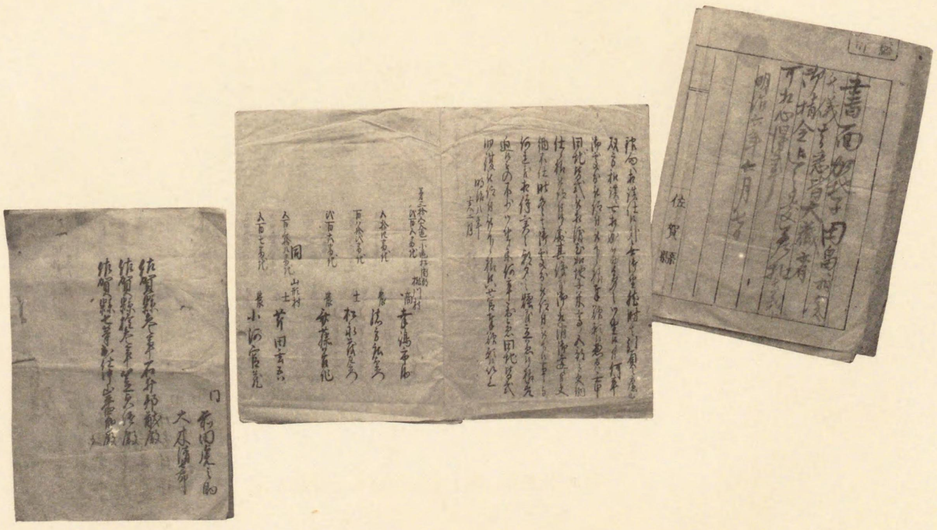

佐賀縣參事　石井邦猷殿
佐賀縣權參事　笠　貞　殿
佐賀縣七等出仕　中山平四郎殿

×　×

書面願の趣大藏省御指令の上可及布達候條、最前相達置候通可心得、尤下方に於て差支候廉も有之候半ば可届出事

明治六年五月十二日

同　井關熊市㊞
同　山口又右衛門㊞
同　中島善右衛門㊞
同　久保田元右衛門㊞
同　片岡彌作㊞
同　川原德助㊞
同　前田三右衛門㊞
同　前田虎之助㊞
同　大木清七郎㊞

×

（以上縣廳附紙）

小作暴動

佐賀縣廳は六年二月、第一次處分令の施行を差留め、何分のことは大藏省と協議の上追て相達すべしと令し、其後地主より請願を受けたれども、容易に其の運びに至らず、他方小作人に於ては、六年二月の布令後一層强硬となりて加地子米を渡さず、地主の困窮は益〻迫り來りたるより、地主は第一次處分の通り加地子米を收納し得る樣致され度しと請ひたるも、縣廳は大藏省と協議中なるの故を以て、其指令を與へざること依然たりき(87)。

曾て鍋島閑叟公は農村勞營者たる小作人を保護せんが爲に小作料免除、又は土地分配を以て小農民を保護したるが、其曾て保護せられたる小作人が今や舊藩主の政治方針とは全く異りたる土地資本保護を以て終始せんとする政策に面したるを以て、彼等は、遂に暴力を以て地主及び村役人と抗爭せんとするなり。此の小作人の抗命運動に逢ひたる新政府は今や愴惶として前年の處分令を取消し、新に令して地主、小作双方の意を迎へんとす。

87　舊復之田畠に付奉願候事

一、地券御發行に付ては、名寄引直しの儀差迫申候に付當鄉の處は大凡相直罷在候得共、少々調子殘之處御座候に付、厭々取調子置度奉存上候事

一、加地子米之義當二月御布達に付、小作の者共、加地子米相渡不申哉に相心得、取引方出來不申、依之差控罷在候處實に三十年來困苦の末に付難書綴乍末細々飯米等も專氣留罷在候處、今日に差迫候ては朝夕の煙も相立兼候樣押移候もの過半御座候故、昨正月御布告通加地子米取引仕候て宜御座候哉、極々差支罷在候條、至急御差圖被爲極被下度奉願上候　以上

酉六月(明治六年)

桃川村　（氏名略す）　三名
山形村　四名
中野原村　四名
大川内村　五名
町裏村　三名
脇田村　二名
松島搦　三名
木須村　三名
瀬戸村　三名

佐賀縣參事　石井邦猷殿
佐賀縣權參事　笠　貞繼殿
佐賀縣七等出仕　中山平四郎殿

×　×　×

書面加地子田畠に相關候儀は、悉皆大藏省御指令迄之處差控の義と可相心得事

明治六年六月七日

大木清七郎　第三十五番大區戸長

三十五番大區副長(氏名略)七名　其外

(以上縣廳附紙)

四　第二次の處分

第一次加地子處分に對しては小作人の反對と暴擧に會ひ、到る處喧々囂々として收拾すべからざる狀態に立ち至りたるを以て、時の佐賀縣權令岩村通俊及び縣參事石井邦猷は、同年八月、時の大藏省事務總裁參議大隈重信に宛て建白書を提出したり。建白書の要旨は、加地子田畑は昨年の布達を以て天保十三年の舊に復し、全部地主に返還することゝなりたれども、其後仔細に民間事情を調査せしに、爾來三十年の間に土地の所有關係紛糾せるのみならず、今之を全部地主に返還せしめては小作農民の困難に陷る向勘からず、仍て此の際昨年度の布告を取消し、更に嘉永文久年度に於ける土地分給令の趣旨を體して、地主に二割五分、小作人に七割五分の割合を以て土地を分配し、尚ほ小作人への分給高たる七割五分に對し、時價の十分の一に當る報償金を政府より支出して、地主に交付し、以て双方を納得せしめんと云ふにありき(88)。

88　當縣管內加地子田畠の儀、一昨年末滿期に付、林小丞出張、中復舊の儀を以て地所悉皆地主へ返附、地子五分を甘き、五分を受納云々布達候然るに舊藩に於て施行の原因複雜致、尚又賣買仕候抑天保年間適宜の割を以、所謂均田の法を立、爾來三十年の久しきに渉り、或は子孫に讓り或は轉賣致し、自然小作の者自有地と心得候所、今日に至り復舊候に付、愚民の苦情實に切なるのみならず、到底細民の生計を妨可申

と存候、因て事情斟酌其宜きを得んには、抑强扶弱の意を存し、昨春の令を取消し、更に別紙節目の如く處分仕候はゞ、時宜適當仕るべく見込に御座候、幸に此儀御許可相成候者、双方瑣末の苦情は不省斷然布令、一意竭力、累年の紛擾を解き、隨て細民撫子の道可相立奉存候、右布令の後細民共苦情申出候に於ては、素より百方說諭可仕候得共、萬々一、彼等暴擧萬不得已に至り候はゞ臨時の處分可仕奉存候、猶赴任民情等視察の上、表立可相伺心得に候得共、此段一應奉伺候也

明治六年八月

佐賀縣參事　石井邦猷
佐賀縣權令　岩村通俊

參議大隈重信殿

別紙加地子田畑處分節目

加地子田畠は元地主の有する無論なりと雖、於舊藩德政の趣意を以て、天保年間始て加地子猶豫の令を發し、其後田數の二分半を地主に附し(二分半を地主に附すと雖、土地錯雜分割し難き故、小作者は對談して年々作德米を出し、土地は共儘差置)、餘の七分半を小作者に附せしを以て推考せば、未だ名寄帳を不改と雖、實二分半の外は地主の有にあらざることを知るべし

因て今又舊藩の制に復し、二分半を地主に附し、餘の七分半は小作者に附すべし

而して小作者より元地主へ共恩を謝するため若干の金を出さしめて可ならん乎然も加地子田畑他へ轉賣又重轉賣せし者も有之、此等は轉賣者より償はしめて可なれども、多々窮民をして償を出さしむるべからず

又現今まで所持の者は元相當の價を出し買入れたれば、元地主へ對し恩を謝するの理なし

又轉賣者の家、當分堙滅せしも有之、是等は償を徵すべき道なし、其時轉賣等默許の姿なり、旁以て恩を謝せしむるの道を得ず、然も元地主の困難も亦不少ざれば其情を酌ざるを得ず

如是錯雜苦情の起る、當時藩政處分宜を得ざるに似たり、依て不得已、官より舊地主へ爲手當田畑の價十分の一(三十年前大約舊價一反五圓と見積り總高二分半を除き千百二十七町餘大約五六十錢を下渡し、而して田數二分半は現今所持の小作者より全く地主へ返附爲致て可ならん

諸潟地は元地主等財を費し開墾せしものなれば、加地子田地の比にあらず、故に舊藩に於ても特別を以て小作者に加地子米五分を出さしむ、依て方今地主有なれば此地は全く地主に附して可ならん　以上

當時大藏省の事務總裁は大隈參議なりと雖、實際に地租改正の衝に當りし

は時の租稅頭松方正義なり、岩村佐賀縣令の上申書に對し松方租稅頭は如何なる指令を爲せしか、彼は此の上申書に就き大隈參議と熟議を遂げたる後、同年八月八日付を以て左の如き指令を佐賀縣に發せり。曰く、

書面加地子田畑の儀無餘儀事情相聞候に付、申立の通り可取扱、尤原價十分の一の下金は追て詳細仕譯取調可申立事

明治六年八月八日　　租稅頭　松方正義

卽ち地主に對する報償金の一件を除きては、全部岩村縣權令の建白を採用したるなり。仍て佐賀縣廳は此の指令に基き、同年八月三十日を以て縣下の加地子田畑分配の割合を定め、舊地主には二割五分、小作人には七割五分の割合と定めたり、布達の全文左の如し。

天保年間仕組加地子田畠の儀に付、昨壬申の春、舊に復し、地所皆式地主へ可差戻旨相達置候處、今般御詮議之次第有之候條、取消の上更に別紙の通り相達候事

明治六年八月三十日　　佐賀縣權令　岩村通俊

權大屬　原口良助殿

一、今般仕組加地子田畠の儀、更に舊藩文久年中の處分に依り田畑共二分半は地主へ差返し、七分半は小作の所有たるべき事

一、舊藩中加地子處分の儀、農商を以て區分相立有之候得共、無其差別前文同樣作人より二分半差返し可申事

一、同斷小作人賣買の田畠現今所有の者より二分半を舊地主へ差返可申事

一、從前舊藩布告の通り、既に小作人より地主へ二分半差返し候分は此度更に二分半を地主へ返與するに不及事

一、八谷、天神、戸ノ須三ヶ所搦地の儀は舊藩處分濟の通り可相心得勿論の事

一、前條處分申付候に付格別之御詮議を以、元地主へ爲手當田畠共に一段歩に付金六十錢づゝ下賜候事

一、地主小作人田畠分割の儀は、地主の望に任せ二分半丈け取極、殘り

七分半を以て小作人の所有と致し銘々地券願出可申事

一、前條田畠分割處分申付候得共、當年收納の儀は現在作主の所有と可相心得事

右條の通相達候條、聊心得違無之樣遵守可致候事

顧へば政府は明治五年一月を以て天保十三年以前に立ち歸り、其時の地主を以て現在の所有主と定むべき旨を布達し置きながら、其後一年を經るや經ずの間に前布告を取消し、更に嘉永、文久度の土地分給令に則りて土地分配を行はんとするなり。

明治政府樹立せられてより未だ僅に五年を經過したるに過ぎず、政府の基礎未だ確立せず、動もすれば其存立に不安を感ずる折柄にてありければ、政府は斷乎たる處置に出でんとし、若し第一の行政命令の効無ければ第二の命令を以てし、それにても尙ほ効無ければ更に第三の命令を以てせんとする有樣なりき。況んや加地子問題の如きは鍋島氏の農政施設より來るものにして、其據て來る處の如きは、詳細の研究を遂ぐるにあらざれば眞相を捉へ難し。

然るに此の頃の中央政府の大官並に地方官吏は、斯かる面倒臭き調査に時日を費すことを欲せず、問題に當面すれば、一に讃談と調略とを以て急場を乘り切ることに專ら其力を注ぐ有樣なりき。故に當時の中央政府にありては、朝に政令を出して夕に之を取消すが如きは敢て珍らしからず、『朝令暮改』の冷笑は實に當時の政府官僚の浮腰を議するものに外ならざりしなり。而して今、加地子問題は佐賀縣下農村に於ける地主と小作人に取りて其榮枯の岐目たるに相違なしと雖、當時內外の政務多端を極めたる中央政府に取りては此の種地方問題をそれ程重要視する遑なく、隨て事件の眞相を精査して適應の命令を出すが如きは望まれ得ざる所、況んや當時在朝の有司等は只管新を追うて舊を顧みず、藩制時代の文物は事の善惡如何に拘らず一切之を不可として斥け、西洋舶來の思想文物は無鑑査の儘に受け入れたる時代なれば、曾て英明の藩主と幕僚とが腦漿を絞りて考案したる地方制度に對しても深き注意を拂はん由もなく、新政府の根本方針に背馳せざる限りは、朝に令して夕に改むるも敢て辭する處にあらざりき。乍去、屢〻政令を發して屢〻之を改むる

に於ては政府の人民に信を失するは自然なり。曾ては劍と鐵窓の威嚇の下に慴服し來れる農民も、今や大政一新せる政治的解放によりて平等の社會に住むに至りしも、之より新に經濟的窮迫の襲ひ來らんとする氣配の見ゆる折柄、政府の命令が動もすれば輕浮に流れ今日出でゝ明日廢せらるゝを見ては、政府に對する信賴も薄らがざるを得ず、人民官府の政令に背いて楯を突かんとするの氣風、之より漸く農村社會に行はるゝに至る。

五　地主の反對運動

偖て、去る明治六年八月三十日第二次の處分法を以て、舊地主及び小作人に對する土地分配割合定められ、地主に對する報償金を如何にすべきかについてのみ中央政府と交涉を重ねたる佐賀縣廳は(89)、此の第二次の處分にて加地子米紛擾の結末を附け、再び煩累を貽すことなかるべしと安堵し居たりしに、圖らずも事は再び意外に出で、新布達に對して平かならざる舊地主等の反對運動勃興し、彼等は一方に於ては縣廳に押懸けて第二次布達による土地分配法の非理なるを述べ立つると共に、他方には東京に代表委員を送りて中央政府を動かさんとする等、遠近相呼應して運動大に力めたり。其結果にてありしか、租稅頭松方正義は明治六年十二月、岩村佐賀縣權令に對し加地子處分につき更に適切なる方策を講ずべしとの訓令を發したり(90)。此の狀勢に驚きたるは佐賀縣廳なり、佐賀縣廳に於ては先年第一次の加地子處分を觸出し、小作人の反對に會うて之を取消さゞるべからざるに至りし苦き經驗に鑑み、其後相當調査を重ね、中央政府の內訓を仰ぎて第二次處分を決行したる後のことゝて、今度こそは地主、小作人共に必ず承服するならんと豫期し居たりしに今又地主等の猛烈なる反對あるのみならず、政府より之が調査の粗漏を反問せらるゝに逢ひたるを以て、彼等は甚だしく狼狽したり。斯くて、縣廳に於ても更に何等かの新手段を發見して事を處するにあらざれば、局面の打開は期し得られざりしものゝ如し。

89　御管下加地子田畑處分の儀に付、九月三日付を以て御屆に御成候件は、最前申立には實際不得止の情狀も有之、舊藩の制に據り加地子田畑の二分半を地主へ返附

せしめ七分半を小作人の所有に致し、元地主え若干の謝金を爲差出、其内小作人にて轉賣し、其者當今堙滅謝金難差出分は特別の譯を以て、一反歩原價五圓、此十分の一五十錢の見積を以て、手當下渡し可申御見込の處、今般御申出の布告面にては、一般官賜の趣に相見え、殊に一反歩に付給與の金額實地に於て相違も有之候へば、一應御申立の上御取計可相成、若三十町以上所有の向は舊藩中取扱の區分も有之、其他最前の御見込とは牴觸の廉も不勘、右は實際に於て不得止の儀とは相考候得共、其情實詳細御申立の上ならでは詮議難及候間、飜譯の廉々逐一具狀相成度此段申入候也

明治六年十月

佐賀縣權令　岩村通俊

租稅權頭　松方正義

殿

90

御管下加地子田畑處分の儀に付、本年九月御屆の件に付、最初の御申立と牴觸の廉、逐一具狀相成候樣申進候處、委曲御回答且つ大屬武富良橘御差出に付、親しく尋問事情了知、其後本事件に付、御管内へ官員派遣說諭の末、人民承服受書差出候段、十一月七日付を以て申立の趣承知致候、然る處御管下人民の内先頃出京加地子田畑の儀に付其筋え苦情を内訴致し候者有之趣相聞候に付、夫々檢索を遂げ候上、豫て差出の舊藩達書等及び長崎縣より差出候書類其外に依り、天保年度以來の經歷取調事情參考候處、概略別紙の通に有之、尤中には推考に出候儀も不少候に付、實際上と齟齬の廉も可有之候得共、到底民情を抑制壓服せしむる等の儀無之樣致し度、其由て來る處非常の權法に出るに付、結局の處分も權宜に不渉を得ざる事情も可有之候得共、方今民權漸厚の際、若し其事情を熟考せず、條理を盡さゞる處より、更に官の裁判を請求するに到り候ては、獨り其縣のみならず官の體裁にも關係可致義に付、其邊厚く御注意、舊代官所轄限り一に從前の處分を御取調成丈け民情平穩に歸し候樣御處分可有之候、仍て別紙二冊差上此段及内達候也

明治六年十二月

租稅權頭　陸奥宗光代理

租稅權頭　松方正義

佐賀縣權令　岩村通俊　殿

再申　舊地主へ御下金の儀御申立有之候處、右旨萬々御取調追て可申達、且舊佐賀縣分裂長崎縣管内諫早鄕の儀も同一の處分可致旨、今般同權令宮川房之へ内達致し候に付諸般御打合可有之候也

之より先き、佐賀縣廳に於ては地主運動の最も猛烈なる地方に縣官を派出し、地主を說きて第二次處分令に服せしめんとすると共に、小作人に對しても

同様の勸誘を試みたり。小作人は無論第二次處分に承服したれども、地主は之を承服するの色なかりき、蓋し小作人は第一次處分に於て土地全部を引揚げられたるに反し、第二次處分に於ては七割五分の分配を受くることゝなりたるを以て、別に反對すべきは理由なきも、地主に於ては其利害全く相反し、彼等は第一次處分令にては土地全部を復するを得たるに反し、第二次の處分令にては僅か二割五分の分配を受け、他の七割五分に對しては政府より賠償せらるべきやの噂はあるも、未だ實行せられざるを以て、縣吏が如何に力を籠めて說得するも、地主は容易に承服するの色なかりき。然し縣吏は折角官命を帶びて地方に出張したることなれば、何とかして彼等を承服せしめて上司に吉報を齎らさんとの魂膽ありたるものゝ如く、實際には承服せざる者を承服したるかの如く繕ひて復命書を提出したり(91)。然るに縣令は斯かることゝは思ひも懸けず、下僚の報告を信じ中央政府に對し地主小作人共に今次の處分令を承服したるを以て、豫て申請中の地主手當金を至急交付せられたしと具申したり。然るに之と相前後して既に承服したる筈の地主より、一應承服書は提出したれども夫の承服書は縣官の壓迫により一時逃れに已むを得ず提出したるものなれば、更に再審議を盡されたしとの陳情書を縣廳に申達したり(92)。此の陳情に依りて縣令は始めて地主の眞意のある處を知ることを得、如何に善後策を講ぜんものかと內々評定を重ねつゝありき。

91　私共儀先般加地子田畑御處分御布達の末御旨趣の程未だ全く貫徹不致候に付、爲說諭去月十二日より七浦、早津江、伊萬里、皿山各地へ出張、舊地主共へ御旨趣の程及諭達候處何れも敬承現地取調作主熟談の上、地券御渡可奉願旨、別紙の通り請書差出候に付、尙又元小作人へも及諭達候處是又難有敬承仕、現地引分方に付而は元地主共に對し公平を本とし和熟致し、此上御役所の御厄介不奉掛樣可仕旨、別紙の通り申出候、尙地主小作人共內情如何有之哉爲念檢索仕り候處、何れも實に敬服罷在候趣に付、本月初め歸廳仕候、依て右加地子田畑の儀御布達の趣、元地主元小作人共各自敬服の事に付、今後違亂の筋は絕て相生不申儀候條、此段奉申上候也

明治六年十二月三日

權中屬　石隈邦章
權中屬　西　義質
大屬　小出光照

佐賀縣權令　岩村通俊殿

御請書（元地主請書）

今般加地子田畑御處分御布達の末、尚又御出張の上御諭達の趣奉敬承候、則御達の通り現地取調、作主懇談、地券御渡可奉願上、此段御請奉申上候　以上

明治六年六月

有田郷皿山　平川元右衛門其外
伊萬里津川原　重助其外
早津江彌富元右衛門其外
七浦中村　良藏其外

大屬小出光照殿
權中屬西義質殿
權中屬石隈邦章殿

御請書（元小作人請書）

今般加地子田畑の義格別の御詮議を以て、七分半丈け私共所有に爲致旨御達を蒙り、猶又今日御出張の上御諭達の趣難有奉畏候、依ては今後現地引分方に付而者元地主共へ對し公平を本とし互に和熟致し、此上御役所の御厄介不奉掛様可仕候、尤御諭達の次第は當組合中へ篤と申諭可仕候、此段御請奉申上候　以上

明治六年十一月

横尾卯八其外

大屬小出光照殿
權中屬西義質殿
權中屬石隈邦章殿

92

加地子舊復願（元地主より）

所持の田畑加地子米取納致來候處、天保寅十三年、依御仕組十ヶ年の間加地子米取納の義、致猶豫候様被相達候末、嘉永四亥年期年に至り候處、今又十ヶ年打追ひ致猶豫候様被相達、其末二十ヶ年目文久元酉年に至り、無果難被閣及聞に付、一體は今又十ヶ年猶豫の楯に被仰付候間、農商の無差別、畝數高の二分半、現地にて被差戻候旨被相達、翌文久二戌歳鄕内住居の者は年限引當等の無差別、現地二分半地主へ被差返候旨に付、誰も入村を願て反別付書上候處、御代官所、下作の者轉賣等の儀御取調の上、既に現地二分半御引分の義に相移候處より、七分半の地所も下作人の私有と相成候譯無之に付ては、地主商業を止めて農業一偏に營業相成而は、下作の營業を減じ難澁も可有之、素より頭畝高に致關係にては無之に付、矢張り加地子米の二分

半取納めを以て地主には領掌致吳度、庄屋村役は不及申、代官所よりも御口副にて無據致承知候處より、二ケ年の加地子米取納め候者も有之、入村等の手配致延引、終に取納不致者も有之、其後如何樣催促致し候ても不差遣、殘念千萬の有體に候得共、御變革等の御半にて願出る機に不相到、漸く明治四年辛未迄三十ケ年を經、纔に相續致居候故、伊萬里御縣廳へも御歎願申上候處、願出に不及旨にて被差戻、翌壬申正月に到て、天保寅年以前に相復し、地所皆式地主え被差戻、加地子の義は五分を甘ぎ、五部を致取納候樣等の御布令に付、反別調等取掛居候半、同春有田鄉中二千戶餘の小作致沸騰候得共、速に御鎭撫相成候に付、當地にも調子方既に成就の際に到り候處、當川副下鄉の大詫間村纔か三百戶內外の村々に候得共、一村孤島にて、沸騰の崩し有之由にて、明治六年一月御官員御出張御諭達有之候處一應承知爲たる由、然る處潛に煽動の人も有之たるやにて、猶集合等繁々相催候由にて、同二月初め御官員再御出張の處、小作の者沸騰不法の擧動にも相及候由、則夜より百餘人の者縣廳へ罷出、何等の儀等申上候哉不及聞候も、同九日には加地子舊復の義御詮議の次第有之、大藏省へ伺の上差圖の品も可有之との御布達に付、前行大詫間村沸騰の故にても可有之哉案痛罷在候處、同八月に到て壬申春御處分は被御取消、更に二分半の地所を地主へ被差戻、且七部半は一反歩に付金六十錢づゝ地主へ被下賜候而、七分半は小作人の所有物と御布達に付實以驚入候、誠に三十年の初發は、加地子米猶豫のみの御達、其儘追々と相變り候儀も有之候得共、地所七分半を小作人の所有と御達無之は勿論道理に於ても無樣に心得居候故、再應歎願申上候ても御採用不相成、大藏省へ御惠願申上候に付、御添翰奉願候處、夫も御聞濟不相成、歎願の事件あらば速に當廳へ可申立との御指令に付、又々歎願申上候內、大中屬の御三名御諭達として御出張相成り、數日の間種々御諭達の處、彼此御斟酌の上御處分に付、承服於不致は、承服迄の處、居籠でも致して可爲致承服、不爲承服處にては共科にも可被處樣の御沙汰も有之、此上何分の情實も聞立不相成に付、承服不承服の兩條證書を可差出旨との御嚴諭に恐れ、乍不服不得已御諭達奉敬承候間、受書差上候處、右奉敬承分にては不相濟事にて、地券御差下げ相成り、認書差出候樣戶長筋を以、速に御達有之候得共、夫は不差上候得共、三十餘年の襲念片時も不相忘、追々には差上候受書も御下渡可願上筈の處、當大變動の事にて差控罷在たる義に御座候依之、方今御改政御用繁の御半、奉恐候へども、旁々開化進步の事、卅餘年の艱苦に逢ひ、活計を失ひ、中々以て不便の爲體、甚以て難澁差迫候條、地主の事情も何分御洞察、格別御寬大の御詮議をも可被爲遊、加地子米とも寅年以前に相復候樣御處分被命被下度、此段泣血奉歎願候　以上

地主の反對運動

明治七年　佐賀郡第十三大區一の區早津江津　地主　小官官次外二十名連署

佐賀縣令北島秀朝殿

政府は一度は地主の爲に圖らんとして小作人の反感を買ひ、次に小作人の利益に資せんとして地主の猛烈なる反對に遭遇したり。政府右せんとすれば小作人聽かず、政府左せんとすれば地主應ぜず、加ふるに其屢〻なる政策の改廢により政府の威信は漸く地に墜ちんとす。

今明治新政府の行ひつゝある加地子田畑善後策として採れる處分の跡を案ずるに、第一次の處分に於ては、天保十三年及び嘉永四年度の加地子猶豫令を以て舊土地制度の本則と看做したるものゝ如くなるが、政府が何故に斯くの如き見解を下したりやと云ふに、舊藩の土地制度が加地子猶豫より一轉して土地分給に移りたる當時、村によりては庄屋が名寄帳の整理を致したるもあれども、中には整理せざるもありしが、政府は明治初年に村々の土地を百姓の持地と定めたる行懸り上、舊佐賀領に於ける土地所有者の決定を爲すに當りても、一に村々に於ける名寄帳によりて所有者を判定せんとしたる爲、第一次の加地子田處分に際しては小作人の甚だしき反抗を買ひたるなり。第一次處分に於ける處分の失策は、政府が舊制度に對する調査の粗漏と見解の相違に基けりと云ふも妨げず。されば第二次の處分には政府が第一次處分令の失敗に凝り、多少の調査と考慮を費して發令せられたるものなるを以て、舊制度に對するの見解に於ても、實際上の政策としても、先づ妥當の處分法たるに近しと云ふべし。然るに舊地主等は此の第二次處分をも尚ほ不當なりとして、詰問の矢を政府に放ちたり、其理由として擧ぐる處は、舊藩の土地制度は單なる加地子の猶豫にして土地を分給したるものにあらずと云ふにあり、卽ち嘉永文久兩年度の『上支配』並に土地分給の本旨を全然無視し、天保十三年以降の加地子猶豫令を以て閑叟公が施せる土地制度の本則なりと主張し、大政一新と共に之を三十年の昔に復し、土地を名實共に舊地主の所有に歸せしむべしと云ふにあり。明治新政府が舊藩土地制度を如實に調査し、閑叟公の

農政思想を幾分にても尊重し、且つ第二次處分法を以て是なりと決したる上は、假令幾千の地主等が陳情に押し寄せ來るとも動ぜず、斷乎として其所信を遂行したるべきに、當時の中央官吏は一意以て新政府の基礎を固むるに汲々とし、且つ政府從來の方針として新たに勃興し來るべき都鄙の有産家に財政的援助を求むるの必要切なるを感じたりし折柄なるを以て、其一たび是なりと見込みて下したる第二次加地子田處分令をも又々廢し改むるに至れり。

六　第三次の處分

明くれば明治七年、此の年佐賀縣に於ては一大政治的動亂の勃發を見たり、舊佐賀藩士たる江藤新平は、其鄉黨副島、大隈等と共に曩に中央政府を組織してありしが、偶々征韓論に於て議合はず、明治六年十一月、副島を始め西鄉、板垣、江藤等と共に參議の職を罷めて野に下り、七年一月佐賀に於て兵を擧ぐ。此の時佐賀縣に於ては前權縣令岩村通俊更迭し、新たに岩村高俊縣令として赴任し、熊本鎭臺より官軍を招きて江藤の叛兵に當らしめしに、叛兵一堪りもなく潰えて敗走し、江藤新平以下の巨魁皆捕へられて斬に處せらる。

顧ふに維新革命成立の後未だ漸く六年を經たるに過ぎず、社會一般に浮動して落着きなく、百姓一揆に類する庶民爭亂の報屢〻傳へられたる折柄、今又佐賀に於て昨日迄政府の要路を占めたる大官の野に下りて叛旗を揭ぐるに逢ふ。此の動亂は幸に短時日間に鎭定に歸したれども、此の暴動事件は尠からず中央政府の神經を刺戟したり。殊に大隈參議は自己の舊藩地に於て斯くの如き暴動の勃發を見たることとて、從來舊藩內の地方問題には餘り注意を拂はず、加地子事件に就ても一に其下僚の審案處置に委任し來りたる態度を更め、今に於て成るべく速に之を解決するにあらざれば、悶着の永く續く間に復た如何なる大事を惹き起さずとも限らずとて、暴動の鎭まりたる七年三月には、自ら備さに加地子問題の由來と事實を究め、且つ之が善後の策を具して、時の太政大臣三條實美の指令を請へり、大隈參議は此の時舊藩主閑叟公の農民政策に對し果して如何なる見解を有せし乎。案に曰く、

佐賀縣管下の儀從前人民所有の田畑を細民に耕やさせ、地租の外に收

領する作徳米を加地子米と稱し候處、追年細民貧窶に陥り候者不勘候に付、舊藩に於て天保年間均田の法に擬し、加地子米取引猶豫と唱へ、年限を立て作徳米棄損の方法を設け、其後加地子田畑一般、上支配等の令を下し、弐分五厘を地主へ渡し、七分五厘は作主支配に部分を定め、其節年限等の達は無之候處、其處分判然不致より、地主は猶年限有之事と心得、下作人に於ては處分濟の田畑は其以來私有地の如く取扱候趣の處、去る辛未年に至り、三十年の久しき、舊藩廳に於ても、既往の處置蹤跡明瞭ならざるより、年限有之候事と看做し、專ら調中廢藩相成り、翌壬申年中加地子田畑悉皆舊に復し、地主へ返附し、加地子は先づ從前收額の半減たるべき旨佐賀縣より人民に布達致し候處、細民共種々苦情を訴へ、且つ實際難被行事情も有之、猶豫致居候處、昨年中前權令岩村通俊より處分の旨趣人民へ布達致候得共、地主共陰に不平を鳴し、今に紛紜不相止、實地着手の運に至り兼候處、右處分不相濟候ては、地租改正に付ての調査を始、諸般差支候に付、事情篤と取調候處、概略別紙の通りにて、通俊

よりの布達面、事實と聊か齟齬の條件も有之候樣相見候に付、猶同人見込をも相尋ね篤と勘考候處、其名義に對し候得者、固より舊地主へ差戻候は當然に候得共、前陳述の通り一旦上支配の令を下し、下作へ附與候樣の處分も有之候間、下作に於ては曆年の久しき全く所有地同樣相心得居候儀に付、今更下作の手を離し候ては物情に背戻候は必然にて、其苦情は舊地主の苦情より最も甚敷可有之候、元來右等の紛擾を釀成候は藩制中一時の權法を以て兼併を抑へ、小民を扶けんとの適宜より出で候儀に候得共、其間或は官吏の私意を以て藩議を增損致し候儀も可有之、加之一管內數ケ所の代官所設置候儀にて、右代官も三十年間には若干の交換も有之、每人の意匠により每區處分を異にし、藩廳却て其微細を盡さゞるの類も有之候より、一旦年限を破り候事も忘失、再び年限を追候樣の取調も致し候に付、益々其紛亂を增加致し、且民間に於ては、一旦地主手離相成候地所を再び舊地主へ買戻し、或は下作所有相成候分他人へ販賣致し、甚しきは一旦地主下作双方の手を離れ、官へ引揚候

地所を代官見込を以て潤色と唱へ、村吏又は他の地主所持地少き者に配賦致し候等の儀有之、今日に到候ては孰れが是、孰れが非の辨別も難出來、斯く紛雜を極め候末途に至り、强て是を整頓せんと欲する時は、到底一人別の事情相糺不申候ては難相成儀に立到候、然るに既に三十年を閲し候儀に付、古老の死失確證の紛亂も可有之、旁以て邊々端緒を繹ね、正理の本源に歸着せしめ候儀は迚も出來申間敷候間、要するに活斷を以て處分致し候外無之儀と相考候に付、其段可伺出積に有之候處、其中彼地騷擾の場合に立至り、尋で平定に付、今般本省官員出張可致候に付ては、昨年中通俊より布達の大意に基き猶參酌を加へ、至當處分の儀權令岩村高俊へ別紙の通り可相達と奉存候、右事件は由來する處非常の權法に出、加ふるに積年の舊習一朝洗滌の際、尋常の處分のみにては難到候間、見込の通り御許可被下度、依之高俊へ達案並に書類等相添此段相伺候也

明治七年　月　日

大藏卿　大隈　重信

太政大臣　三條　實美　殿

見よ、民心の鎭撫と政府の地位の安固を圖るに是忙がしき明治政府が、今や最近の佐賀暴動に刺戟せられて其地の農民問題を解決せんとするに當り、單に地主小作人間の關係紛糾せるを口實として、往年舊藩主が斯かる農民政策を施さゞるべからざるに至りし深き事情に則して此の舊制度を保存せんことには些の意を拂はずして、却つて舊藩主の布きし政治を目して『非常の權法に出る』ものとして一蹴に付し、以て之を『舊習一朝洗滌』の序を以て消滅せしめんとす、此の建策者が餘人にてあらばいざ知らず、曾て藩黌弘道館に於て教育を受け、且つ鍋島閑叟公の治績に付ては百も千も熟通し居るべき舊藩士大隈重信が、今大藏卿として公の死後三年の時に(93)、加地子問題第三次の處分を爲さんとするに當りての建策たるに想ひ至らば、當時彼を一員とする明治新政府が如何に維新變革の颱風に吹き捲くられたる社會民心を鎭撫するに急にして、其乘り出したる新政府の船の航路の安全ならんことに意を用ひたりしかを想像するに足らん。

93　閑叟公は隱居後健康勝れず、專ら靜養に力めつゝありしが、遂に明治四年正月十八日、五十八歲を以て東京に逝けり。

申達を受けたる三條太政大臣は申請に對して直に裁決を與へたるを以て、大隈參議は岩村佐賀縣令宛て左の如き通牒を發せり。

其縣管下加地子田畑處分の儀に付、昨年八月中權令岩村通俊より見込の趣申立聞屆置候處、其後處分の事體了解致し兼候儀有之、其段申達候に付ては、管內へ官員派出說諭の末、人民承服受書差出候段書面を以て申達候得共、其實人民の內、陰に不平を唱へ、四方へ奔走致し候者往々有之趣相聞候に付、豫め其縣より差出候舊申達書寫及び長崎縣より差出候書類其外に依り天保度以來の經歷取調、岩村通俊より人民への布達面と照會參考の處、別紙の通り聊か齟齬の條件も有之、尤も當地にて取調候儀に付、中には推考に出候儀も不勘候間、實際上と牴觸の廉も可有之候得共、舊來の事情を熟知不致候ては自然民情を抑制壓服せしむる等の儀無之とも難申に付、再三篤と取調候處、畢竟右事件は、其由て來る處無類の權法に出候儀に付、積年の舊習洗滌の際、實地に至り候ては、一に通常の事理而已を推し處分せんとする時は、大なる紛擾を釀し、一朝着手難致事情も可有之に付、到底岩村通俊建言の旨趣に基き、猶從前處分の痕跡等、舊代官所轄限り詳細取調、現地の事情に依り參酌を加へ候外有之間敷、幸ひ其地の騷擾平定に付、今般本省官員も出張致し候に付ては、此の機會を失せず、右の旨趣を以て實際着手至當の處分可有之候、書類一綴相添此段相達候也

明治七年

大藏卿　大隈　重信

佐賀縣權令　岩村　高俊殿

追て舊地主へ御下金の儀前權令より申立有之候處、篤と取調、猶改て可申立、且舊佐賀縣分裂長崎縣管內諫早鄕の儀も同一の處分可致旨、今般同縣令宮川房之へ相達候に付、諸般打合可申候也

江藤一揆に驚愕したる中央政府は、今や太政大臣指令の下に、早急に加地子問題を片付けんとて、新に官員を佐賀縣に派遣し、實地に調查を行ひて適當の

方策を講ぜんとす、之よりして政府の態度眞劍に見えたり。

中央政府より官吏を派遣して臨地調査し、佐賀縣廳よりも亦其後屢〻吏員を上京せしむる等の方法を盡して、意見の交換を爲しつゝある間に、明治七年は敢へなくも暮れて、縣令更迭、新縣令北島秀朝の來任を見たりしが、爾來北島縣令の絶えざる斡旋と盡力とにより、加地子問題も漸を追うて日に解決の曙光に近かんとす。而して、多年互に睨み合ひたる地主、作主も何かの妥協點を得たりと見たるにや、縣令北島秀朝は明治八年十一月を以て、大藏内務兩省の當事者に農民と縣當局との交渉經過を報告し、且つ今後採るべき方針を定めて其内諾を請へり。打合の文面に曰く、

加地子田畑處分の儀に付ては、是迄度々具狀致候通の次第に有之候處、當夏小官歸京中、林少輔殿より御内示の旨も有之候に付、成丈け下方示談可爲致見込を以、實際の事情夫々取調候處、曾て及上申候通り、地主共儀は三十年來遺憾の情、積鬱の末、今日に至り候儀に付、加地子の件を申出る毎に憤懣の色面に顯はれ候程の情實に候故、到底地所私有の名を

地主に歸せずしては居合兼候に付、有志の區長を以て種々緩猛の說諭致候處、各地主共漸く意を和げ、上下の情を察知致し、加地子田畑御處分に付ては是迄度々官手を勞し、且つ方今國事御多端の際なれば、政府の御都合を視察して、各持地の五分通り獻田致し、殘る五分通は小作人より直に可受取旨、官令相成候樣致度との旨、内々區長迄申出候儀に有之候、就ては向後處分の見込篤と熟考候處、五分通を獻田相成、官之を受け、此地を更に小作人共へ被賜候はゞ、小作人に於ては官に對しては勿論、地主に向ひ彼是苦情可申出道理無之筈、又殘る五分通りは各小作人共より地主に戻させ當然の儀と存候、然れども愚民の情態多少の苦情は可有之候得共、前文の如くなれば結局居合可申と存候、尤五分通りを獻田せし者へは特別非常の御賞賜有之度、其譯は地主共方今に到りては貧困の者不勘、中には家計にも差迫り候者も有之候間、獻田凡そ地價方今の價を積り）の四分の一程に當る金高を御賞として賜はられ度存候、此の如く御處分相成候には一昨六年、前縣權令岩村通俊より布達する

處の、七分半の地所小作人の私有するの達は、不取消ては今般獻田を難
被爲受理と存候間、彌前隊の如く各地主より獻田申上候はゞ、速に小官
より六年の布告を取消し、加地子處分の儀は追て何分の御沙汰可有之
旨可相達置候、獻田の願書は其儘御省へ進達致す事と愚考候、右は未だ
獻田定と申には無之候へども、過半相決し居り候趣に相聞候間、豫め御
省の御内決を詳知不仕ては、獻田出願の際に臨み、自然彼是御處分遲延
相成候ては、地主小作人間に疑惑を生じ、人心の動靜に關する等の憂も
可有之と存候間、前以て各位迄左に箇條書を以て内申仕候間、篤と御賢
考、尚内務卿へも御伺の上至急御指揮被下度、此段先以て御打合仕候也

明治八年十一月

佐賀縣令　北村秀朝

林内務少輔殿
杉浦地理頭殿

此の頃佐賀縣廳内に言を爲すものあり、加地子問題に對して政府は既に令

すること兩度に及びたるも、皆な農民の中何れかの反對に遭うて實施せらるるに至らず、之がため政府の民間に信用を失すること甚だし、然るに今又輕卒に案を作りて第三次の處分を爲し、復た行はれざらんか、政府は果して如何なる面目を以て人民に對すべき乎、事は宜しく愼重に行ふべしとて粗漫なる政策を急ぐことの却つて民心を惑はし、政府の威信を墮す所以を切言するものありしが、結局縣廳に於ては豫て中央政府よりの訓令もあり、此の際斷乎たる態度に出で、若し今次の處分令に服せざる農民あらば解決のつくまで加地子米を縣廳に預り、それにても尚ほ應ぜざるに於ては、誰彼を問はず、高壓手段を以て悉く其所有地又は占有土地を沒收して、政府の威嚴を示すべしとのことに決したり。

斯くて廳議一決したる後、北島佐賀縣令に於ては、曩に大藏内務兩省に對して發せし具申書の返事未だ到らず、其來ることの遲きをもどかしく思ひ電報もて『カヂシノギ、カジツ、ミコミガキ、サシダシタルトホリノ、シヨブニテ、ヨロシケレバ、コノタビノタツシヲ、フコクスルツモリナリ、シキユヘンジヲコウ』と

の照會を爲せるに對し、內務省よりは折り返し『カジシノギ、ミコミトホリニテヨロシ、コノタビノタツシヲハヤクフタッスベシ』との返電ありたり、これ明治八年十二月二十日、中央政府と佐賀縣廳との間に往復せられたる二通の電文なり。此の返電を得たる北島佐賀縣令は如何なる處置に出でしか、彼は豫て兩省と協議して案を立て、何時にても發布し得る準備を爲しありたれば、右の電報を受くると共に、直ちに縣下一般に令して去る明治六年の第二次加地子處分令の取消を行ふ旨布令せり(94)。

94　佐賀縣

其縣管下、舊佐賀藩所轄村々加地子處分の義詮議の趣有之、先縣令明治五、六年兩度布告の趣取消し候條、此旨加地子關係の者へ可相達、此旨相達候事
但し本文加地子田畑處分の儀は追て可相達候事

明治九年一月

內務卿　大久保利通
大藏卿　大隈重信

此は前記中央政府より打つ處の電文に云へる布告にして、前の處分令を民情に適せずとして廢止し、新たに適當なる方策を講ずべきに依り、新令の發せらるゝを待つべしとの達なり。蓋し既に先の加地子處分令が民情に適せざるの事實を確めたる上は、一日も早く舊令を取消し新令の頓て觸出さるべきを人民に豫告して安心せしむることは、當時の狀勢に鑑み當に適當の處置たりしなり。

舊處分令を取消したる以上は、一刻の猶豫なく新處分令を布告せざれば、民心の歸する處を失うて紛擾愈〻募るの虞あるべきは無論なれども、今次の處分法に依るときは前記打合書にも見ゆる如く、國庫より勘からざる地主褒賞費(土地買上金)を支出せざるべからず、然るに當時新政府の財政收入は決して豐かなりと云ふ能はず、加ふるに內に於ては曩に佐賀の暴動あり、外にありては同年を以て臺灣征討の役あり、之に加へて曩に辭官して野に下り、今、故郷に歸臥せる西鄕隆盛の異志屢〻中央に傳へられ、斯くて臨時國用の消費せらるるもの漸く多からんとする秋なりしを以て、中央政府の安危とは比較的緣遠き地方農村問題のために、多額の國帑を支出するが如きは、貧乏世帶の當時の

政府にとりては決して容易の業にはあらざりしなり。斯くて舊處分令は既に廢止せられてありながら、新處分令は財政上の理由により容易に發布せられず、茫茣月日を經過すること一年の後、明治十年二月、西郷隆盛擧兵の飛報傳へられ、國を擧げて騒然たるの時に於て漸く發布せらるゝに至りたり。此の時佐賀縣は既に廢止せられ、肥前一圓は長崎縣の管轄に入りて物情更に騒然を加ふ。布告に曰く、

告　諭

抑〻舊佐賀藩に於て去る天保十三年寅年加地子米取引猶豫の義相達、爾來再三延期申付置候義は、小前の者共、追年困窮に及び、立行き難き事情も有之趣を以て、年限を立て小作米の取引を差留候儀にて、全く地主の土地を取上げし譯には無之、左すれば小作人どもは舊藩主の厚意と地主の恩義とに由り、既に數十年間加地子米を出さずして他人の地を心の儘に耕作せしは、誠に其恩澤筆紙にも盡し難き儀に候へば、能々其道理を辨へ、地主へ對し報恩の志を起し信を失はざる様心懸け、以來相對を以て相當の加地子取引可致候、將又地主共儀は素々各自の勉强により家産を興し、隨て所有せし處の田畑に候へば、相對を以て相當の加地子取引可致儀は勿論に候得共、數十年間舊藩主窮民賑恤の情意を體し、猶豫の儘相過候儀に付、小作人の實況を斟酌し、且つ人民交際上貧富相救ふべき情宜を辨へ、可成丈勘辨可致候、然るに壬申年の處分には小作人共不服、又癸酉の處分には地主共不服、右の趣にては遂に人民交際上の道を失ふ事と相成、然るときは、折角舊藩主の厚意を失ふのみならず、小作人に於ても數十年間加地子米を出さずして、他人の地を心の儘に耕作仕來り候恩義、並地主に於ては數十年間加地子米取引猶豫の儘相過ぎ候情誼を徒に盡餅に歸し、萬々不都合の義に有之、茲に於て政府にても篤と其本源より取調無之候ては、容易に御處分有之候譯に難至筋故に、御指令を延引致候儀に可有之候間、旁以地主小作人とも舊藩主立法の本意と、人民交際上の義務、且つ貧富相救ふべき情誼とを深く辨へ、双方相當の熟談を以て取引談判相整候様可致、尤も談判不

整分に限り本年分より加地子米縣廳に預り置候樣御達の旨も有之候に付、前號の趣加地子關係の者へ及告諭候也

獻田地處分條件

一　今般地主共より獻田の趣意は、舊藩政中三十餘年間加地子米を猶豫せしことなれば、滿期の後は元地復舊當然に候得共、舊藩立法の意を體し、又方今全地地主の苦情も可有之、且つ國家御多事の御時節なれば、官府の御都合を恐察して、五分通りを獻田し、殘る五分は小作人より相戻し候樣

一、今般獻田を受けさせらるゝ處の地は、天保十三寅年舊佐賀藩に於て仕組を令する處の田畑、幷に文久元年貳分半、七分半引分けの時關係の地所に限り候事

但し、加地子に類似する地所數種ありと雖、本條舊藩より令して猶豫せしむる加地子の外は、人民私に加地子米の取引を怠りし者なれば今般處分外となし、一般人民相對と看做すべし

一、文久元年貳分半の地を受け有する地主は、今般獻田の殘地小作人より受取の節、差引て貳分五厘を受取るべき事

一、獻田せる者へは方今地價凡そを見積り其金高四分の一程に當る金員を御賞與として賜候事

一、地主より獻田する處の地は舊藩立法の意を體して獻ずる儀に付、改めて朝廷より小作人へ賜はるべき事

一、轉賣地は現今の持主を以て小作人と看做し處分可致事

但し、一旦官許を受けて買取りし者ありて、其旨確證を以、苦情申出る者あらば、更に處分の見込取調べ內務省へ可相伺事

一、獻田の地と地主に復すべき地と引分け方の儀は地主の見込通りたるべしと雖、成丈け實際不便の儀無之樣、區戶長對立合の上双方公平引分くべし

一、潤色地と唱るは名のみにて、其實、官より差配せず、矢張り從來の小作人にて自儘に進退致居候に付、一般加地子の小作地と同樣なれば、

處置も亦同斷たるべき事

一、八谷、天神、戸の須三ヶ所搦地の儀は地主小作人相對を以て相當の取計可致事

一、小作人は强慾の念尙止まず、此處分に服せず、尙徒黨を結び衆人を鼓動する者あらば、裁判官へ送致して相當の處分致候事

未獻田地處分の條件

一、地主獻田を願はざる分は、今般布達の通り相對を以て示談可致、若し示談不屆分は本年分より加地子米縣廳へ預り置くべき事

是實に明治政府の行へる第三次加地子田處分令にして、第一次處分令發布の日より算へて滿五ヶ年、第二次處分令布告の日を距ること三年四ヶ月なり。

今次の處分令に於ては爾餘の細目は姑く問はず、土地は元來地主の所有に屬すとの前提により舊地主をして土地所有者たるの名義を享けしめ、彼等をして土地の半額を自分に取り、他の半額を政府に獻納せしめたり、換言すれば小作人をして半額の土地を地主に返還せしめ、他の半額を新たに政府より下附せらるゝことにし、地主の獻納に係る土地に對しては別に政府より地價の四分の一に相當する金額を彼等に褒賞せんとするにあり(95)。

95の一

舊佐賀藩加地子米猶豫地ノ內半高獻納候段奇特ノ儀ニ付爲其賞金拾貳圓四拾九錢下賜候事

明治十三年九月十四日

西松浦郡町裏村　前田虎之助

95の二

一、畑反別七畝拾三歩

右是迄小作致居候舊佐賀藩加地子米猶豫地ノ內ヨリ特旨ヲ以下賜候事

明治十三年八月十日

長崎縣　西松浦郡町裏村　前田虎之助

政府は既に二回の處分法に於て嘗めたる經驗に鑑み、今次の處分に於ては地主の希望を容れ、彼等をして土地所有者たるの美名を帶ばしめて其歡心を買ひ、又實際の交涉に臨みても地主と小作人とを對立せしむることを爲さず、

地主に對しても小作人に對しても、別々に政府自ら交涉の任に當るの形式を採りたる處に新處分令實施上の特色あり。乍去、こは唯だ表面上の形式たるに止り、事實に於ては小作料の納付を要せざりし小作地の耕作人をして其土地の半額を地主に返還せしめ、他の半額を以て小作人の所有たらしめんとするもの、又地主の側より觀れば、彼等は小作人より舊所有地の半額を復歸し、他の半額は現小作人の所有とし、之が代償として政府より其地價の四分の一に當る賠償金を得ん、とするものに外ならず(96)。

96の一　加地子米猶豫地獻納之分引分御屆

元反別……

一、改正反別　五畝二十五歩

内

反別　一畝十三歩　嘉永六年度受戻

西松浦郡木須村地主

山口　勘左衞門

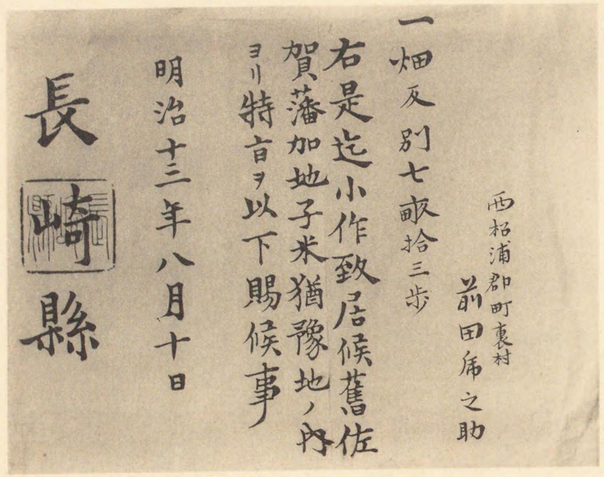

一畑反別七畝拾三歩
右是迄小作致居候舊佐賀藩加地子米猶豫地ノ内ヨリ特旨ヲ以下賜候事
明治十三年八月十日
長崎縣
西松浦郡町裏村
前田虎之助

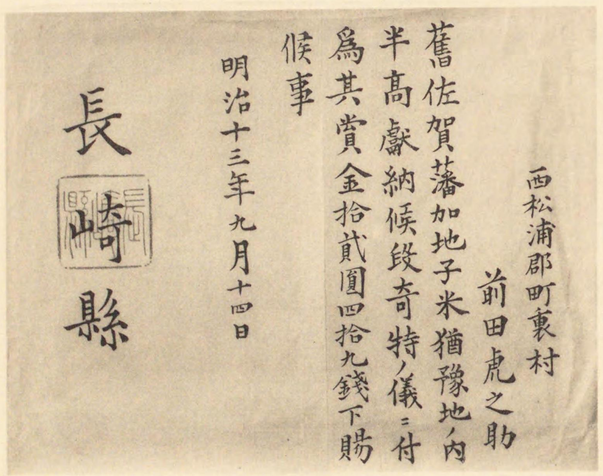

舊佐賀藩加地子米猶豫地内半高獻納候段奇特ノ儀ニ付爲其賞金拾貳圓四拾九錢下賜候事
明治十三年九月十四日
長崎縣
西松浦郡町裏村
前田虎之助

說明

本文にも說明しある如く、第三次の加地子處分令に於ては、地主をして其舊所有地の半分を政府に獻納せしめ、其地價四分の一に當る現金を政府より褒賞として下賜し、小作人に對しては地主の獻納に係る土地を其儘無代償にて下賜したるものなるが、此寫眞は小作人に對する土地の下賜書と地主に對する現金の下賜書とを併せ示せり（註95參照）。前田家に兩個の下賜書が並存するは、同家が地主の一人にてありながら、何かの事情により他人の土地を小作し居たるものなるべし。

但高の内二分五厘

反別　一畝十二歩　明治十二年度受戻
但高の内二分五厘

右反別　二畝二十五歩

殘反別　二畝二十五歩
此地價金四圓二十三錢九厘

内

田反別　二畝二十五歩
此地價金四圓二十三錢九厘

右は今般獻地奉願候に付實地引分御届仕候也

明治十三年八月七日

西松浦郡木須村小作人
森山幸右衛門

西松浦郡木須村地主
山口勘左衛門

同郡同村戸長　岩政寅助

長崎縣令　内海忠勝殿

96ノ二　加地子米猶豫地分割御届
第三次の處分

字　長谷
甲　三千百六十二番　町裏村
五等
一、改正田反別　二畝二十六歩
　内
　イ號　反別　二十九歩
　　此地價金五圓二十八錢八厘
　　反に付金五十四圓七十錢
　ロ號　反別　參畝二十七歩
　　此地價金十圓三十九錢三厘
右之通地主小作人双方和熟の上實地分割仕候就ては後日異義無御座候、此段御届仕候也
　明治十三年六月十三日

西松浦郡町裏村地主　前田虎之助
同郡同村小作人　松尾三藏
西松浦郡町裏村小作人　松尾三藏

西松浦郡長　永田暉明殿

同郡同村地主　前田虎之助
右戸長　松尾源兵衛

第九章　紛擾の繼續

一　整理促進と政府の調略

明治政府が最後に下せる第三次加地子田處分令の實施は、果して圓滑に進行したりしや、政府は今次の處分令を實施するに當り、小作人に向つては永年の間地主の仁惠により土地を無料耕作したることなれば、此の際多少の不平は曲げても政府の命令に服從すべく、又地主に向つては舊地主の德政を體して我慾を主張する勿れと訓令したり。然も此の訓令の趣旨たるや、舊制度の立案精神とは全く相反し、殊に小作人の想ふ處と相距ること遠かりしを以て、彼等は一旦政府の勸告に對し承服するかの如き意を表示し置きながら、愈〻

實行の段に至れば、苦情を持出して容易に履行を肯ぜざるを見たり。蓋し舊御藏入農地の小作人は鍋島閑叟公の重民的政策により加地子猶豫の恩惠に浴したるものにして、地主の仁惠に依りて小作料を猶豫せられ、又は土地を分給せられたるものにあらず、否、藩命に對し却つて反抗を試るをも辭せざりし地主を威力により抑壓して小作人に對し、加地子猶豫及び土地分給の特典を與へられたるものなれば、小作人は舊藩主に對してこそ感謝すれ、地主に對しては何等謝すべき道理なし、然るを政府は訓令により小作人をして地主に感謝の念を表せしめんとす、其見解の誤れるも亦甚だしからずや。又他方、地主に對しては舊藩主の仁政の本旨を體して私利心を捨てよと說けるも、由來彼等地主は嘗て閑叟公の『暴政』により其財產を揉ぎ取られたりと論じ、偶々縣廳の官吏が地方に出張し談一たび加地子問題に及べば、彼等は忽ち眉を逆色を爲して加地子の復舊を主張せりとの事に照しても、加地子問題に對する地主の心理狀態如何を知り得べし。而して政府は此の度、前二回の處分令の何れよりも地主に厚き條件を提示して、問題の解決を策せんとするものなる

を以て、別に訓誡的諭示の必要を見ざるべきに拘らず、政府は小作人に對して
は地主の恩惠を云々し、地主に對しては舊藩主の仁政を云々するを見る。元
來道德律と法律とを相混淆して領民に臨むは封建諸法度に於て克く見る處
なりしが、明治初年に於ける加地子處分に際して爲せる政府の地主及び小作
人に對する訓令の如きも未だ其域を出でず、爲に却つて人民より冷笑を以て
迎へらるゝ有樣なりき。

されば、地主は今次の處分令を承服したれども、小作人は之を以て餘りに地
主本位に則したる政策なりとして、屢〻政府より勸解せられながら容易に應
ぜず、假令一旦は官威を恐れて承服の意を表しても、偖て愈〻多年耕作し來り
し土地を折半して地主に返戻する段取となれば、之が實行を肯ぜざる者ある
に至りて、農村又々紛糾し、遂に農民一揆群をなして地方官憲に尋問の矢を放
たんとするに至りたり(97)。

97　腰岳騷動　明治十三年前後地租改正時代に、有田鄉數村の農民群をなし、腰岳に
嘯集し、事頗る不穩、先是小作條件等に付、年來切りに訴願するところありしが、終に
此の一揆を起すに至りしなり。此の時徒黨の衆は千疊敷の原野に炊出をなし、蔗
旗竹槍の暴擧に及びしなり。時に長崎縣の所管に屬し、縣令內海忠勝在任、大書記
官高橋新吉出張鎭制に從ひたり。時の警官機轉を利し、現場に至り、衆徒に向つて
曰く、其筋は汝等の要求を容れんとす、主立つもの來て官廳の申渡を受けよと。斯
くて二三百人捕縛し、圓通寺以下附近人を以て塡れり。郡長永田暉明幹旋調帶に
沒頭し、事鎭靜に歸したり。(西松浦郡誌六〇九頁)

想ふに、第一次より第三次に至る加地子田處分は、一に全く行政處分を以て
事を解決せんとするものなるを以て、政府が愈〻最後の斷案として布告した
る以上は、萬難を排して之を實行せざるべからず、之が爲には地方政廳は官吏
を村落に入り込ましめ、小作人と直接談判を行うて彼等を承服せしめ、承服者
よりは一々請書を徵して調印せしむるの方法を採りたるが、承服せずして苦
情を申立つるものは警官をして捕縛し、監禁せしめ、凡ゆる暴力を以て小作人
を壓服したるものゝ如し。故に此の行政處分が後日裁判事件となりたる時、
壓迫を受けたる小作人が其暴壓の事實を申立て、彼等小作人は一見して小作
者なりと雖、舊藩主の土地政策の結果土地所有者となりたるものにして、小作

人にあらずと主張し其曲直を裁判官の公裁に待たんとするを見たり(98)。

93　天保年間舊佐賀藩仕組加地子米の事件に付御勸解に依り、原告の需めに應じ難き次第左の通に御座候

一、明治七年御官員より請書御取締相成候原由は、我々小作主と云ふは、原告手元に屹度證據物所持せし候故、其方共の先代小作主とは明なりと認るに依り、此書面に調印せよとの事に付、該證一見仕度餘程申立ると雖も、官より屹度認めし故、其方共一見するに及ばず、何ぞ該地を今返戻せよと云ふに非ず、原告申立の坪を其方共方今耕作致居候やを尋ぬるまでのことゝ仰せに隨ひ、其場に認めある書面に調印なしたる事に御座候

一、明治十二年三月長崎縣より大坪三等屬殿派出せられ、我々御召換被仰渡候には、明治七年に調印したる請書の坪は元地主へ自今返戻すべし、左すれば該地の半額は無代價にて其方共へ永世下賜るとの御意に付、相驚き、左すれば御沙汰の通り原告方へ屹度ある證據物あるのとの仰せに付、此節こそ該證佐一見仕度、其上彌小作したるものと認定したる上は、仰せに隨ひ可申と御答申上候處、大坪三等屬殿御沙汰には、其儀は明治七年請書に調印の折なぜ一見せぬ、拙者は明治七年の請書を以て、彌其方共小作主と認むるに依り、今更該證佐には關係無之、是非該證佐一見せずば此請書に調印致さずや否を屹度返答すべしとの仰せに依り、是非一見し我々は先代にて小作仕りたるものと認定せざれば、調印仕り難く御答申上候處、其節直に大川內村淵の上力藏なるものを巡査殿六名にて拘引の末、伊萬里町常光寺境內に假拘留御申付け、其方は小前中に斯く強情申立させ、頭取のものと認めるに依り、御請書に調印すれば放免する、左なくば長崎表へ引連れ、屹度處分するとの御責に付、小前中にも誠に恐縮して、不得止明治十二年三月大坪三等屬殿の請書に調印仕たる儀に御座候

一、右大坪三等屬殿の請書に基き、地所分割すべしと郡役所より再三御沙汰相成候得共、小前中にも如何考へても該地所は親より讓り請け、且又天保年間舊佐賀藩仕組後他より買請けたる地所もあり、左すれば原告如何なる申立あると雖も、小作主と承知して、地所の分割難仕申立候處、大坪三等屬殿宛の請書のみを押立て、情實御聞屆無之、分割せざれば屹度處分するとの事にて、其折山形村杉原宗左衛門なるものを、巡査殿後手に取り、繩を掛け、地主と唱ふる原告岸田源吾同道にて、道々散々に打擲仕り、係り所長役所へ連行、地所分割速になれば許す、拒むなら長崎表へ連行屹度處分するとの御責且脇田村力武善ノ十なるものは、伊萬里町分署へ拘引、其方が小前中の頭取をして分割の妨げをなす、依て速に分割すれば直樣放免、左なくば

長崎表へ拘引屹度處分するとの御責に恐縮仕り、小前中不承諾とは乍申、不得止右兩人の御責に恐れ、無據して現地の分割はせず、只分割書に調印仕りたる義に御座候

一、右三ケ條云々の通り、小前中にも承服せざれば、同樣執行との御定に恐れ、何れも調印仕りをる義に御座候

右の筋合なるを以て、今般原告の勸解願の需めに難應候條、此段前陳の次第手續書を以て奉申上候也

明治十四年十一月卅日

西松浦郡桃川村

加々良常藏代人兼　加々良岩藏

原口官藏

松尾光之助

宮多乙三代人兼　加々良又左衞門

牟田祐助代人兼　松尾形兵衞

松尾爲助代人兼　平尾造左衞門

松尾貞兵衞代人兼　松尾祐右衞門

松尾十太郎

松尾吉左衞門代人兼　松尾治八

松尾幾右衞門代人兼　松尾廣藏

松尾梅七代人兼　松尾幸右衞門

小松万太郎代人兼　松尾廣右衞門

原口長兵衞代人兼　原口忠右衞門

原口虎吉代人兼　原口儀右衞門

原口米助代人兼　原口官藏

藤田甚助代人兼　藤田紋兵衞

幸島菊次郎代人兼　幸島虎三郎

藤田倉吉代人　松永安平

松尾半三郎代人兼　松尾常七

山口小太郎代人兼　松尾彌市

大崎久右衞門代人兼　大崎卯吉

横内末吉代人兼　幸島吉五郎

原口善六代人兼　山口伊助

松尾傳右衞門代人兼　松尾祐七
大崎德三代人兼　大崎傳三郎
松尾安之十代人兼　原口菊次郎
平尾庄吉代人　堤房吉
松尾市之助代人兼　宮崎關右衞門
宮崎作兵衞
加々良撤右衞門
松尾作左衞門代人兼　松尾彌次郎
松尾新助代人兼　緒方袈裟十
加々良幸右衞門
宮崎作兵衞
松尾辰右衞門代人　友田鶴太郎
松尾松左衞門代人兼　松水泰吉
原口傳七代人兼　原口形左衞門
松尾彌八代人兼　松屋喜右衞門
松尾　代人兼　宮多撤太郎

松尾勝右衞門代人兼　松尾形右衞門
原長助代人兼　原口治右衞門
原口善兵衞

同郡山形村
杉原忠助代人兼　岩橋重助
杉原忠右衞門代人兼　杉原甚左衞門
古川次平次代人兼　松尾新藏
杉原祐藏代人兼　小橋爲八
岩橋作左衞門代人兼　原仁助
原口平助代人兼　原口善七
小橋伊助
小川千助代人兼　松尾孫兵衞

同郡松島搦
井手萬左衞門代人兼　內海作左衞門
岩橋善七代人兼　山崎龜右衞門
久保田藤七代人兼　久保田藤右衞門

局郡木須村　中村末吉代人兼　中村善七
　　木須長吉代人兼　松尾安兵衛
　　中村藤右衛門
　　中村彌三郎
　　中村長吉
前山祐助代人兼　立川春藏
大川內吉右衛門代人兼　中村善五郎
吉承內治惣次代人兼　前山乙三郎
局郡脇田村　力武光右衛門
井ノ上甚左衛門代人兼　力武善ノ十
　　池田彌右衛門
　　岩橋伴左衛門
局郡八谷搦　村岡忠吉

局郡大川內村　八坂貞吉
　　片岡卯助
　　原　文左衛門
　　中山與次兵衛
　　原口善右衛門
　　大久保由兵衛
　　淵ノ上龜藏
　　山口彌太郎
　　岩崎常右衛門
　　江口半三郎
　　前川幸三郎
　　前川七左衛門
福田イネ代人兼　淵ノ上力藏
　　梶山嘉右衛門
局郡町裏村

唐津區裁判所

山口光右衞門代人　西岡廣一
松永新右衞門
松尾安太郎代人兼　松尾彌一
淵ノ上利兵衞代人兼　山下兵左衞門
福田勘右衞門代人兼　福田又吉
松永虎右衞門代人　澁谷權助
友田藤七
梶山鶴吉
福田佐市代人兼　松尾喜右衞門
基村榮助代人兼　馬場勘左衞門
高田市左衞門代人兼　山田太助
高田幸太郎代人兼　森儀助
川崎惣助代人兼　川本源助
同郡新田村
木下庄吉代人兼　大塚善太郎

二　小作料不入と地主の苦痛

第三次加地子田處分に於ては、土地は全部一應地主に返還せしめたる上、地主をして其所有地の半分を官に獻ぜしむることゝしたるを以て、地主小作双方に於て土地の分割を行ひ、殘りの土地半額に對しては小作人より小作料を地主に納付せしめざるべからず。之より先き地方廳は、地主に對しては舊藩主の仁政を體して慾心を捨つるよう、又小作人に對しては地主の恩惠を忘れぬよう、双方和熟を遂げ互に讓歩して土地分割を行ひ、小作料取引をなさしむべく、官員をして村の當事者双方を說得せしめ、其承服者に對しては承諾の證として請書に署名捺印せしめたりしが、一部の小作人中には絶對に承服せざるあり、又假令一應は承諾しても、後に至り過般の承諾は官員の威壓により已むなく捺印したるものにて、小作人の眞意より出でたるものにあらず、眞の意思は該官吏の措置を不當なりとするにある故に、小作人としては、今次地主の所有に歸したる半分の土地を小作するに際しても、小作料を納入するの意思

なしと主張して下らず、仍て地主中には之を裁判に訴へて解決を圖らんとすると共に、更に一應官廳をして此等の小作人を說得せられんことを請願することにしたり(99)。蓋し小作人は謂へらく、舊藩主の農政思想とは全く相反する明治政府の農民土地政策は、地主側に厚くして小作人に薄く、地主には土地半分の給與ありし外、別に小作人に渡したる土地の地價四分の一の下賜金あり、然るに小作人は地主の所有に歸したる半分の土地に對して永久に小作料を支拂ふことゝなりたるを不公平なりとするにあり。

99　加地子米請求に付歎願

舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地御處分の儀數年來歎願申上候末、故縣令北島殿前區長菊池山海郎殿續て永田暉明殿より御說諭之要旨は、該地所半額獻納候はゞ、殘半額の地所速に加地子米收納候通可被成下旨、爲く御懇諭に預り、共御趣意を奉戴し、則ち半額獻納奉願候處、御聞屆の上特別の御賞賜に預り、誠に御恩典の段難有奉敬受候、然るに該地所小作人共へ御下賜相成、地主小作人和熟を遂げ、公平に地所分割可致御說諭の旨に因り、一昨年末分割屆奉進達、最早地券證も御下附相成難有奉存候、依之多年切迫の末に付、加地子米請求督促に及び候處、小作人共亦々苦情を唱へ、何分領承不仕、其原因は何れも嘗に有田鄕兩三名不服を申張り、十二年度加地子米より悉皆縣廳へ差出すべき御處分を蒙りたる地所の御處置如何を傍觀罷在、加之大木村外村々小作人の內、凡そ三百餘名右處分に係り居候松尾淸兵衞へ總理代理委任致し、同人を以て返答爲致候には、一應分割致せし地所なれども、該屆書へ押印せしは愚昧の人民、官の御威光に恐縮し、乍不本意不得止調印したるものにして、本心承服致したる譯に無之、仍而該調印取消しの儀、出願の心得に付、未だ加地子米を計る場合に致らず、最前御說諭には承服せざれば、地所皆式官に御取揚げ云々の意も有之候得共、自身等は該說諭不條理と見認め、不服申立たれども、只加地子米、官に預るの達のみにて、地所は爲何義無之、素より漫に御取揚と云ふ理由更に無之、已に自分の地所、斯之至儀に付、矢張一統所持地も同樣にて、未だ落着不相附、央、加地子を如何樣督促するとも、一粒も遣すの條理無之段申募り、誠に無法の妄言を吐き、何分承知難相成、因て其要求する所以を懇篤平談に及ぶと雖も、前陳の外更に辭解に不及、是非請求するの權利あらば裁判所にて判然すべき旨相答候、仍て斯く判然たる事件裁判に控訴し、以て請求するは難きにあらざれども、然るときは數百人の人民難澁不勘故、可成官の御厄介に不相成とも、請求すべからざるの條理あらば、之を說明するに於ては、無理に督促致す間敷旨を以て、百方利害を懇談すれども、更に其意

を領承せず、曾偏に其筋に於て判決すべきの答のみなり、仍て尚又小作人本人共へ對し利害を說解すれども、松尾清兵衞答辯の如しとて是亦狐疑を懷き更に肯ぜず、實に困却此に究り、不得已裁判官の判決を仰ぐ外無之と奉存候得共、退て熟考仕候に該事件たるや、曩きに故縣令殿以下官員方、地主へ獻地御說諭の御趣意を回顧するに、半額獻地するに於ては、殘地より生ずる加地子米は速かに收入候通可被成下旨、懇篤御說諭に預り、獻納奉願したる末なれば、其御趣意貫徹相成候通仕度、素より數年に涉る事件にして、行政官に於て御處分被成下候御趣旨を、今更裁判所に控訴し、加地子米を請求するの存意無之、結局行政官の御處置を奉仰度奉存候處、前段の次第にて、到底相對にては加地子米差出さゞるのみならず、一二の狡猾者の爲め私共至極難澁の差懸りに付、是迄の末亦々御厄介千萬恐怖至極奉存候得共、最前御說諭の旨趣相貫、速かに加地子米差出候樣、小作人へ今一應御說諭被成下候道は有御座間敷哉、此段地主總代連署を以て只管奉歎願候也

明治十四年八月二十九日

西松浦郡村々地主總代　久富龍圓㊞
松尾藤九郎㊞
百田寬一㊞

長崎縣令　內海忠勝殿代理
長崎縣小書記官　金井俊行殿

本書之通願出候に付進達仕候也

明治十四年八月二十九日

中村勘兵衞㊞
前田虎之助㊞
前川善太夫㊞

戶長平石嘉平次㊞
戶長代理井闕庄輔㊞

西松浦郡長永田暉明

西松浦郡長永田暉明

三　小作人の强暴と地主の哀願

小作人の强暴と地主の哀願

第三次加地子處分に服せざる小作人は、曾に地主に對して小作料を納めざるのみならず、官員立會の上、分割地に建て置きたる標木を無斷にて抜き取るものあり、それが一人ならず、二人ならず、數百人の小作人が大勢押寄せ行ふこと故、地主は如何とも手の着けようなかりき。

仍て地主等は事件の顚末を具して之を裁判所に告訴したるが、佐賀地方裁判所檢事局の見解によれば、小作人の行爲は或は暴行なるやも知れず、然れども第三次加地子處分に際し、今回標木を抜き取りたる小作人は未だ官に對して請書を提出し居らず、又政府より下賜せられたる土地に對しても、未だ地券の交付を受け居らず、故に第三次加地子田處分令は行政處分として全部の施行を了したりと言ひ難きものあり、故に小作人が其標杭を無斷抜き去りたりとて、之を刑事事件として取り上ぐる譯には行かずとて、一旦拘引したる小作人を放免して歸宅を許したり。

茲に於て地主は愈〻困り抜き、遂に又々政府に歎願し、行政處分を以て强暴なる小作人を制裁せられたしと委曲を盡したる願書を認めて、長崎縣令（當時佐賀縣は長崎縣の管轄に屬したり）に請願したり、これ明治十五年六月の事なり(100)。

100　加地子米猶豫地の義に付願

西松浦郡桃川、山形、中野原の三ケ村に係る舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地の義は、數年來實際御取調の通りに付、其原因は今更茲に復言を要せざれども、客年來より現地分割に際し、小作人等の苦情は最も甚だしきに因り、聊か其顚末を具申し、歎願を爲さゞるを得ざるの場合に立至り候、夫れ加地子米猶豫の地たるや、素より小作人等に於て之を左右すべきの權利なきは實に言を待たざる處なれども、三十餘年來共小作米を猶豫したるものなれば、小作者中或は轉賣買等を爲し居るものも少しとせず、故に共御處分の一概に法理のみに因り難きを以て乎、故北島縣令より各地へ御說諭の次第も有之、則ち該地の半額を獻納し、殘る半額を地主の所有と爲し、過る明治十二年以降官廳よりも御出張の上、各小作人へも篤く說諭を加へさせられ、而して地主と小作人と双方連署し、該地分割屆書を呈せり、其後引續き獻地の御賞與並に共獻地に係る半高をも小作人へ下賜せられたり、然れども小作人中二三の不服者ありて、他の各村に於ては實地の分割も遲延今日に及び候得共、當三ケ村の義は地主も多くは共村々居住のものなるを以て、最初（卽ち明治十二年）地主小作双方連署

の分割届書を呈する時より、其畦畔を境界と爲し（例へば一反歩の田にして枚數二枚を地主へ、三枚を小作人の所有と爲すが如し）、双方便宜を旨とし、協議決定、其分割届書を進呈したるものなれば、乃ち實地の分割にして決して帳簿上のみにあらざるなり。前陳の如く双方協議實地の分割をも爲しながら、其約束を履行せず、妄に不當の苦情を鳴し、敢て其小作米を收めず、加ふるに官廳へ届濟の上建置たる境界の標木を、地主へ告げず、擅まゝに之を抜執りたり、初め地主等に於て其標木を建るや、其形狀の容易ならざるものと思料し、乃ち警察分署に向ひ其警衛を請願せり、然り而して三村一時に蜂起し、該標木を抜執りたるに因り、其巨魁者は直に佐賀警察署に引致相成りたり、卽ち其際縣廳へも御届申上候通りに御座候、其後本郡役所及び警察分署よりも御出張の上、篤く小作人へも諭されたるに付、分割届書の境界に因り重ねて標木建設仕候、然る末凡そ三十餘日を經たるの後、又々蜂起し、其標木は再應抜執り、其强暴如何とも爲す能はざる央、佐賀裁判所檢事局より召喚を受けたるに因り、卽ち地主出頭したる處、檢事よりの懇諭に、該小作者の暴狀は實に强暴なりと雖も、未だ以て法律の犯罪たるに至らず、抑も加地子田たるや行政上特別の處分に出でたるものにして、其處分上未だ盡さゞる所あるものゝ如し、如何となれば第一小作人へ下賜相成りたる辭令書の受書を呈せず、又地券を受領せず、故を以て分割届書には双方

連署の書面を進呈したるも、其特別の處分上最も緊要に係る受書を差出さゞれば、乃ち其處分の局を結びたるものと云ふを得ず、因て重て行政官へ出願し、辭令書及び地券を受理せしめ、而して猶止まずんば、又當法衙に於ても爲すべき所ありとの主意に御座候、其後檢事より豫審判事に交付されしに、果して免訴の判決を受け、現今各村へ歸鄉罷在候故、小作人等は愈ゝ强暴を逞ふし、地主の請求に應ずるが如きは無論之を不問に付し去り、實に如何とも爲すべき手段無之場合に遭遇罷在候、素より各地主に於ては決して起訴を好むものに無之、御縣廳の御說諭を服膺し、半地獻納を爲したるに基き、到底行政上の御處分をこそ冀望する所に御座候、前陳の如く當三ケ村に於ては、已に實地の分割をも爲し居るものなれば、彼の小作者に於て御辭令書及び地券を受領し、速かに受書を進呈候樣御明裁被成下度、又其御說諭にも承伏不仕に於ては、右三ケ村の巨魁者をして、有田鄉不伏者三名同樣、斷然御處分被成下度、左無之時は、其强暴を爲すも法律の之を問ふべきなきに於ては、强暴は益々强暴を極め、地主の困難は言を待たず、愈ゝ底止する所なくんば、特別の御處分も實に御主意を奉戴すべきの期なきに立至るべく候間、事情宜しく御酌量直ちに御處分の御着手被成下度此段奉願候也

明治十五年六月五日

小作人の强暴と地主の哀願

長崎縣令內海忠勝殿

斯くの如き紛議は各村、各部落到る處に於て見られ喧々擾々として盡くる處を知らず、其頃長崎市に『長崎報告雜誌』なる月刊雜誌あり、縣下點々の地に通信員を置き、各地重要出來事の報告を取りて掲載したりしが、或時一通信員は加地子事件に付報告を齎し(101)、

『伊萬里以東の各郡(舊佐賀藩領地一般)に關する加地子米猶豫地の事件に付、或方より報知あれども、元これ官民の兩權に關する本縣下の一

西松浦郡中野原村地主總代
山口又右衛門㊞
同　郡山形村地主總代
芹田源吉㊞
同　郡桃川村地主總代
齋藤善七㊞
同　郡同村同
松永要太郎㊞

(101) 長崎報告雜誌　第二號

大事件なれば、記者容易に論議を爲し難しと雖、其原因經歷を詳かにすれば、正理の存する所、情實の在る所、自ら明白なるを以て、世上の公論は既に定る所あり、記者追々報告して、彼の代言者流の甘言に迷ひ居る人の夢を覺すべし』

と豫報し置き、後ち再び詳細に記して曰く(102)

『本誌第二號に報じたる舊佐賀藩加地子米猶豫地處分に付、本縣より の達を不服なりとて、西松浦郡小作人の內より控訴したる訴狀は本月四日却下せられたり、其判決文の寫は左の如し。

該訴は地方行政長官なる縣令內海忠勝代理大書記官高橋新吉に於て、明治十二年五月二十四日加地子米猶豫地悉皆自今地主へ返戻可致、左候はゞ右返地の內、半高無代償にて下與可致旨、再應縣官派出說諭に及ぶと雖も不承服に付、內務省より達の次第も有之、加地子米悉皆本年より縣廳へ可差出と達し、又同月二十六日加地子米取立候に付其收額相定候條、各自預り地所改正反別並地位地價一筆限取調、加地子米を算出

(102) 長崎報告雜誌　第十四號

し、至急可差出と再び達したるものなり、然り而して該加地子米猶豫地の處分に於ける內務省より達の次第も有之、縣廳へ可差出とありて、特に內務省の達を遵守執行せしものなれば、到底地方行政官の權內なる相當の處分を爲したるものとす、左すれば原告は被告縣令に對し訴求するを得ざるものなれば訴狀却下候事

右に付、彼代言者流も手段なきか、更に同郡に演說會を開き奇妙なる權利義務を講ずる者もあるよしの報知あり、どうぞ此末何も知らぬ農民たちの不幸を惹き起さぬ樣に』

と、右は其頃に於ける加地子紛擾事件に對する輿論の一端にして又第三者の眼に映じたる側面觀なり、以て當時に於ける加地子問題推移の狀況を察すべし。

四　政府の彈壓

第三次加地子田處分令の發せられたるは去る明治十年にてありしが、此の最終の處分令に服せざる小作人の反對運動あり、暴行あり、全縣下の農村は依然として紛々雜々の有樣なりき。然も明治十四年の頃に至れば、政府が地主に對する賞與金として國庫より支出したる金額拾貳萬五千圓中其大部分の支拂を終へ、又問題となり居たる全縣下の加地子田二千三十七町歩中千八百九十九町歩の處分を了し、殘り約百三十七町歩の加地子田に就ては、或は小作人側より又は地主側より苦情出で居るため未だ處分を了せざりき。然るに此の僅かなる面積の爲に全體の處分を遲延せしむるは向後の爲に宜しからずとて、政府は萬難を排して一氣に問題を解決せんとし、其處分に關する內規を定むると共に、加地子事件の整理は元來行政處分に出づるものなれども、之に不平を唱へて裁判所に出訴したるものに對しては、其裁決の區々に流れざるよう一律に決定すべしとの訓令を發し、區々なる不平を抑へつけて事件の整理を急ぎしかば、加地子處分も朝に一件夕に一件づゝ片付きて、漸次沈靜に赴くを見たり(103)。

103の一　舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地處分之儀に付伺

舊佐賀藩に於て、天保年間に仕組たる加地子米猶豫地之儀に付ては、明治五年以來屢々着手の末、去る十一年四月中、長崎縣より更に處分の見込を案じ伺出候に付、同年六月二十七日付を以て、該縣見込の通處分爲致度相伺、七月十六日付を以て、伺之通御裁下相成候條、夫々相達候爾來同縣に於て、專ら盡力、殆んど十の九以上を處分し、(合反別二千三百十七町一畝二十九歩の内、千八百九十九町八反歩は處分し、殘反別は僅々百三十七町二反一畝二十九歩にして總高の〇、六七强に有之)地所半高を獻納したる地主へは夫々賞金を與へ(賞金概算十二萬五千圓は既に長崎縣へ交付せしに付、人民に與へたるもの今日まで殆んど十一萬七千圓)たるに、其殘餘の僅々たる部分不服を唱へ、裁判所へ出訴する者有之、又小作米徵收等の儀に係り縣廳より出訴する者有之候處、動もすれば裁判區々に渉り、到底執行するを得ざるのみならず、中には縣廳の敗訴に歸するものありて、爲めに不服者の氣焰をして益熾ならしめ、處分上實に困難を極め候事情、別紙同縣開申の通に有之、右は數年來差縺候事件にして、且つ始めより行政上の處分に係り、既に其處分を了りたる者十が九以上に及びたる儀に候へば、縱ひ如何樣の困難有之候も、僅々不服者の爲めに、今更處分を中止する能はざるは勿論、若し此先徒らに處分の遲緩するが如きこと有之候ては、共害曩に處分を了したる者に係り、漸く完結せんとして又更に紛紜を惹出すべきに付、斷然最前の主義を貫き、速に處分完結せしめざるを得ざる義に有之、依て該縣伺之趣聞屆申度候條、伺書相副此段仰上裁候也

明治十四年十二月十三日

内務卿　山田顯義

太政大臣　三條實美殿

伺之趣聞屆候事

明治十五年三月一日

103の二　加地子地處分順序

第一項　小作人に於て加地子地を所持せずと云、又は加地子地を分割せんとするも、其地所の處在を知らずと云ひ、或は地主又は小作人の一方は共地所を指定するも、一方之を否む等、種々の苦情ありと雖、明治七年加地子地書上帳に記載せし反別に相當する地所は加地子地たるに付、小作人より地主に引渡さゞる可からざる者とす、故に分割の協議整はざるときは、第二項第三項の手續により地所若しくは代價を定むべし

第二項　加地子を定むるには、日を期して地主及小作人より各三名以下同數の選

定人を出し、地所を定めしむべし、若し期月に至り小作人より選定人を出さゞるときは、縣廳より地主と同數の選定人を命じ、共に地所を選定せしむべし、若し各選定人の見込齟齬するときは、縣令は双方の申立及地租改正地調帳（地調帳に加地子地は大概「天保年間仕組地」と記載せり）又は舊帳簿を審按精査して之を指定すべし

第三項　選定人に於て加地子地を選定し能はず、帳簿に徴するも之を指定し得べからざるときは、其小作人が該村に於て所持する地所（田畑宅地を問はず）の總價格を評定し、地價を評定するは地所を選定すると同一の手續に依るべし、若し地主に於て祭面地價にて承諾するときは必ずしも評定を要せず、其平均額を明治七年加地子地書上帳の反別に乘じたる額を加地子地の代價と定め、之を小作人より地主に引渡さしむべし

第四項　加地子地と決定したる地所及小作人より地主に引渡したる地代金の一半、地主より獻納したる上は、官有に據置、追て處分方伺出づべし

但、地主小作人の協議にて定めたる者は其獻納したる者を直に小作人に付與すべし

第五項　地主に於て此處分法に不服を唱へ、又は執行せざるときは、縣廳は之を放任して一切此地所の分割に關係せざるべし

103の三　内務省伺舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地處分之儀別紙の通聞屆候、然るに該件は行政權を以て處置すべきものなれども、自然人民に於て不服を唱へ其處置に應ぜざる時、其執行を法衙に求むるに當り、判決區々に渉り、終に其結了を爲し難きに付、法官に於て注意を加へ、裁判致すべき旨、内訓致し置くべし、此旨内達候事

明治十五年五月二日

左大臣　熾仁親王

司法卿　大木喬任殿

103の四　長崎控訴裁判所長

内務省伺舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地處分之儀聞屆相成候儀に付、別紙の通太政官より内達有之候條、該地處々分に關し出訴有之候はゞ、右内達の旨に依り精々注意裁判すべし、此旨及内訓候事

明治十五年五月二十三日

兒島惟謙

司法卿　大木喬任

103の五　昨十七日却下の宣告に及びたる共郡西松浦郡中里村平民前田喜十外四百

六十六名代人池田清次郎より當長崎縣令に係りし、請書分割帳捺印取消之訴訟、明治九年司法省第五號達に依り、伺に對する指令は如左

伺之趣舊佐賀藩加地子米猶豫地の儀は、已に政府特別の恩典を以て、其處分を結了したるものに係り今又其分割帳に捺印したるは縣官の壓倒に出でたると稱し、之が取消を訴ふるも、受理すべきものに非ず、依て訴狀却下可致事

但太政官の裁令を經たるものなり

明治十五年七月二十九日　司法卿印

五　紛議の裁斷

政府は既に最後の斷案により、一氣に加地子問題の處分を了せんとの意氣込を以て事に臨みたる以上、その採るべき道は曾て大隈參議の言ひしごとく『活斷』を以て臨むのみ、則ち土地返還に服せずして手續の履行を拒み又は手續の履行後現地引渡に應ぜざる小作人の土地は、悉皆之を沒收して官地に編入し、標杭を建てゝ民有地と區別することゝしたり。卽ち第三次處分に於ては、土地は地主の所有物なりとの觀念を前提として處分を決行したる關係上、土地の分割返還を肯ぜざる小作人に對しては、地主の獻田に係る土地を官に沒收して之を小作人に賞與せざるにあり。此の結果として地主は其所有地の半分を回復したるに反し、小作人は其當然取得すべき土地を官の手に委することゝなる、而して官沒せられたる土地を小作人に於て耕作せんと欲せば、新に官に願出て其許可を得ざるべからず、是に於て自稱自作人は一變して官有地の小作人となる譯なり(104)。

104の一　北高來郡內舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地分割未濟の分、爲處分出張の命を奉じ、客月三十日縣地發程、該郡役所へ到り、未濟關係の者逐次召喚反復說諭を加へ候處、多分承服夫々和談分割の運に到りしも、終に二名の小作人其無謂苦情を唱へ、頑固執拗にて幾回の說示も風馬牛に屬し、氷釋不致到底不得止、曾て伺濟の通り夫々の手順を盡し、不服者の處分を執行し、半高官有地に編入取計被成候に就ては、諫早一學舊采地に係る分、現今地主より取消出願中の廉を除くの外は、悉皆處分結了候に付、別口の今般處分をなしたる書類相添、此段上申仕候也

但し官有地に編入したる分は、元小作人共に於て拜借出願致旨、別口の末尾附屬

の書面差出候間是亦一同供貴覽候

北高來郡有喜村舊佐賀藩加地子地の內　七等屬　山本小三郎
諫早村地主　有喜村中通谷六百番　宮崎半藏

高樋の口

一、田反別一反六畝十六歩

內

反別八畝八歩　獻地に付官有地

同村同谷字前田七百六番

一、田反別一反四畝五歩

內

反別七畝三歩　獻地に付官有地

104の二

北高來郡長

其郡差記の者共小作致居候舊佐賀藩仕組加地子米猶豫地の儀、自今悉皆地主へ返戻可致、左候はゞ右返地の內五分通り無代償にて下賜可致旨、先般來再應官員派出爲致說諭候共、不承服に付、本人等該地從來の小作を解放し、地主より獻地したる分、官有地に編入、建標を以て境界を分候條、此旨本人へ可相達事

但し、官有地の分は係り戶長に於て保管の儀可相達候事

明治十六年五月十五日

長崎縣廳

記

有喜村　宮崎戶助　森留吉

104の三　御請書

舊藩供託地、今般御處分相成りたる地所は、擅に使用難相成は勿論の處、前以て蒔付けたる毛上は戶助が所有なるを以て、直に取除方御達可相成筈なるも、左しては迷惑も可有之、故に官有に歸したる分は、官地拜借の例に依り出願し、地主の分は地主と相當の談判をなし、該作物の養護をなすべし、若し拜借を欲せざれば、本日より日數七日間に毛上取除くべき云々御達の趣奉畏候、右は日數七日間の內、官地拜借出願可仕、自然右日限中借地出願不致、且つ毛生取除も不致節は、該毛上官に於て如何樣の御處分相成候とも、毛頭異議無御座候、依て御請書差上置候也

明治十六年五月二十一日

北高來郡有喜村　宮崎戶助
右戶長　今田修藏

長崎縣令　石田英吉殿代理

長崎縣大書記官　上村直則殿

偖て土地分割の承諾を拒み、又は實地引渡を諾せざる事件は、政府對小作人の問題として取扱はれたれども、一旦土地引渡の手續を了しながら其地を繼續耕作せる小作人の小作料納付を履行せざる事件の取り捌きに至りては、純然たる地主對小作人の私爭なるを以て、政府は之を司法事務に移し、地主をして小作料請求の訴を裁判所に提起せしむることゝせり。然るに當時此の種の行爲に出づる小作人頗る多く、其數に於ては小作人却つて地主を壓するの勢なるを以て、地主の憤慨甚だしく、政府が既に加地子復舊令を布告したるに拘らず、小作人の實行せざること斯くの如きを見て官は如何に處理せんとするやとて當局を非難するの聲高く、又此の間に乘じ代言人は時を得顏に盛んに權利義務を說きて農民を煽動したる爲、地主より加地子請求の訴訟を起すもの相踵ぎ、之が爲數年の長き間、佐賀裁判所は加地子紛議の裁判事務に忙殺せられしが、裁判所に於ても其件數の餘りに多くして煩累に堪えざるより、訴狀を一定の樣式に印刷して訴訟人に交附したりとのことなり。されば其判決文の如きも亦自ら千篇一律に流れ(105)、同一樣の判決文は後ち積んで堆く山を爲すに至れりと云ふ。

105　裁判言渡書

佐賀縣肥前國佐賀郡早津江津士族彌富元右衞門、同津士族井手善兵衞亡跡相續人井手善太郎後見人同津平民井手善吾

代言人佐賀郡米屋町士族代言職　原告　山崎秀九郎

同縣同郡小森村百九十八番地平民　被告　原　源藏

小作地並に小作米請求の訴訟、原被告兩道の陳供證據書類に基き遂審理候處、本案の理由たるや、天保十三年中舊佐賀藩制度に依り、其當時の小作人共往々貧縷に沈淪するは畢竟自己の所有地なく、他人の田地を耕作し、其獲得する處乏しきに原因するより、一時貧富を平準するの權法に出でたるものにして、之は猶豫地と稱へ、地主の權利を抑壓して小作地所を小作人等へ附與し、專ら收穫の利をなさしめたるものなり、而して廢藩置縣の後ち往昔に溯り、明治七年十月中、行政官に對し地主及小作人等連署し地所反別取調書を提出し、續て明治十二年行政府の說諭に基き該地所を折半し、五部通りを小作人等へ附與すべき受書をなし、又明治十二年七月中地所分割屆を差出したり、其末被告人は該地所の引渡をなさず、隨て小作米を辨濟

せず、慢々日時を遷延なさしめたるものなり

原告は甲第一號乃至第七號證を提供し、小作地田一反八畝三歩の引渡並に該地所に係る小作米明治十二年より同十六年度迄五年分合計米十二石六斗一升二合の辨濟を併て請求せり

本件は原告請求の地所引渡に付ては被告人に於て抗辯なきを以て、其小作米の要求高を論ずるの一點なりとす抑被告は明治十二年度より同十六年度迄の小作米を拂入るべき理由なき旨を主唱すると雖該地所の現地主に復歸確定したるは明治十二年三月にあるは甲第二號證原被告連署にて行政官へ對したる受書に於て明確なれば、則ち其年度より他人の地所を無味に耕耘し、私事し、收穫すべき條理なきは勿論なり、近隣比較の米作高一反歩に付四俵の計算を以て明治十二年度より同十六年度迄五ヶ年分の小作米即ち地主原告へ拂ふべきものと認定す、然れども同年度よりの地租金等被告人に於て完納し在る分は該小作米より差引、殘餘の米額を原告請求の如く速に辨濟し、併て地所の引渡をなすべき儀に心得べき事

但し訴訟入費は其成績に從ひ、被告に於て負擔償却すべし

明治十八年二月七日

佐賀裁判所

第十章　加地子問題の結末

活斷を以て加地子問題を解決せんとの意氣込を以て臨みたる政府の實際的施設は、先づ行政處分として之を行ひ、地主小作の私爭に移りたる部分は司法處分として行はれたりしが、此等處分の進行中、小作人側の不平は一時鼎の湧くが如き擾亂を呈せしも、政府既に斷乎として最後の解決を與へんとする態度を持したるを以て、行政處分に於ても、司法處分に於ても、其後追々順調に進捗し、其間地主賞與金の支拂も終へ(106)、以て第三次加地子田處分令の發布せられたりしより十年、又先きに大隈參議と共に加地子處分裁斷の局に當りし大久保利通が東京に於て兇刃に殪れたる日より約十年、更に又大隈重信が爆彈を浴びて隻脚を失ふに至るに先だつこと二年、世は自由民權の運動漸く功

を成し、將に二年後には憲法發布せられんとする明治二十年前後に於て、さしも幾十年の久しき間、舊佐賀領の農村社會を騒がしたる加地子米問題も、大團圓を告げて茅出度終局を告ぐることゝなりたり。

106の一

伊萬里郷

一、賞與金二萬三千三百八十八圓六錢
　内金六千五百二十八圓五十六錢　下渡し
　金一萬四千七百四十二圓四十六錢　假渡し
　殘金二千百十七圓四錢
　寄附金
一、金二千三百三十八圓八十錢六厘
　賞與金一割の寄附高
　内
　金二千百十七圓四錢
　受取殘引留高
不足金二百二十一圓七十六錢六厘

明治十四年十一月

地主惣代中

106の二　長崎縣會第九六四號

西松浦郡役所（長崎縣西松浦郡役所）

加地子米猶豫地の内、獻地に對する賞與金當課支出額と照會の儀に付、御照會の趣了承、當課帳簿取調候處、支出高別紙の通りに有之候間此段及御回答候也

明治十七年八月十五日

會計課

庶務課御中

一、金十二萬三千四百四十二圓九十三錢
　但し舊佐賀藩加地子賞與金十一年度より十六年度迄仕拂總高

加地子問題終局を告げたる後、政府は明治五年以來此の困難なる土地制度紛糾の解決と整理に當りたる地方官及び其屬僚に對し、夫れ〳〵金品を賜うて論功行賞を行ひたり。

第十一章　綜合史觀

イ　研究の概括　以上論述する處を綜合するに、舊佐賀領は鍋島齊直の時代に及び、其屢〻なる天災と彼の放漫と節度なき施設に依り、人心頽廢を招きて經濟上の沈滯甚だしきに至りし時、其子直正封を襲ぎ、百僚を督勵し、種々の方策を講じて藩政の更張を圖らんとし、先づ農政振興の爲に、天保十三年始めて全藩直轄地農民の加地子納付を向ふ十ヶ年間停止したりしが、茲に記せざるべからざるは、佐賀藩に於ける此の重民政策は單に農地の上についてのみ行はれたるものにあらずして、當時の貨幣經濟によりて起り來りたる銀錢の貸方と借方との間にも借銀猶豫、卽ち『借金蟠り』の行はれたることとなり、然も貨幣經濟の流通梗塞は却つて民間の逼迫困窮を來すが故に、藩廳に於ても其自

然的なる消滅を默視せざるべからざりしものゝ如し。斯くして結局土地制度に就て行はれたる均田仕法のみ前後約五十年の間、佐賀の農村社會を騷がすことになりたるなり。天保以後十年の間小作人の加地子納入を猶豫したるも、尙ほ小農民の經濟回復の徵候見えざるを以て、嘉永四年度に至り更に又向ふ十ヶ年間加地子の停止を令したり。乍去、由來富商兼併の弊最も甚だしとせられたる皿山代官管內なる有田伊萬里附近に於ては、加地子猶豫のみにては到底疲弊せる小農を救濟する能はざるを以て、其翌嘉永五年、此の管內に限り土地を藩有に移したる上、之を地主に二割五分、小作人に七割五分の割合を以て分配したり。然も降て文久元年の頃に至るや、曾て加地子を停止したる農地は、事實に於て小作人の所有に歸したる如き狀觀を呈し、地主はたゞ空名を擁して何等の收入なく、殊に小地主に至りては貧困の狀最も甚だしく、却つて小作人よりも生活上の逼迫を感ずるものあるを見たるを以て、今度は皿山代官管內を除きたる他の全藩直轄地の農地を總て藩有に移して、地主に二割五分、小作人に七割五分の割合を以て分配したり、是に於て皿山代官管內を

含む佐賀領の全直轄地は、悉く地主小作人間に一定割合を以て分給せらるゝことゝなりたり。其後明治維新となり、政府は地租改正を行ふに際し、課税手段として所有權を決定するの必要に迫りたれども、藩直轄地たる御藏入地は屢〻なる土地制度の更改の爲、所有關係錯亂して之が決定を爲す容易にあらず、然も新政府は明治五年を以て舊藩時代に於ける土地分給事實を無視し、加地子猶豫令を以て其本則と看做し、小作人をして悉く土地を舊地主に返還せしめ、其代り小作料を半減すと布令したるに、忽ち小作人の反對を受け實施する能はずして取消し、翌六年には前回と反對の解釋を以て、專ら土地分給のありたる事實に根據を置き、舊地主に二割五分、小作人に七割五分の割合を以て土地を分割すべきを令したるが、今度は地主の猛烈なる反對運動を受けて、明治九年再び之を取消し、遂に十年に至り第三次の處分令を發し、土地は實際上地主小作人に於て折半することゝしながら、文久年度の布令を參酌し、政府は地主の手より小作人へ分割すべき高に對し、其地價四分の一に當る賠償金を交附することゝしたりしが、小作人は此の處分令に對しても復た苦情を唱ふる者尠からざりしも、政府が斷乎たる態度を以て一方には行政處分に依り、他方には司法處分に依り、解決を急ぎたる爲、紛擾漸次沈靜に歸し、明治二十年頃に至り、漸く行政司法兩處分の終了を見たり。明治新政府が加地子問題處分に從ひ居る間に、小作人の暴動を起すこと前後兩度に及びたり、其最初は明治五年第一次加地子處分令に不服を懷きたる小作人の一團が地主及び村役人を襲撃したることにして、第二次は明治十三年、舊皿山代官管内の小作人が政府の處理に憤慨し、數百人黨を組みて腰岳に閉ぢ籠り、事を謀らんとせしことなり、然も此の小作騒動は兩度ともそれが大事に至る前に於て官憲のために鎮壓せられたり。此の小作騒動事件により觀ても、當時政府當局が如何に加地子問題處理の爲に苦心せざるべからざりしかを推測するを得べし。

ロ　本制度思想の源流　佐賀藩に於ける農民土地制度は、鍋島閑叟公の治下に於て創始せられたるものなりと雖、之と相似たる法律及び經濟思想は、我が上下三千年の歷史中に近似の例を求むるを得べし。法律制度の先例として は、加地子猶豫及び金利支拂停止に似たる德政令あり、則ち中古の頃德政を令

する事前後兩回、其始めは永仁年度、北條氏の世に御家人の窮乏を救はん爲に土地知行權の賣渡及び質入の上に強制せられ、降て嘉吉年度、足利氏の世には土民の蜂起を鎭撫する政策の一手段として賣買貸借の債務を消滅したり。閑叟公の加地子猶豫令と此の兩度の德政令との間には數百年の距離ありと雖、其貸借關係を打切り、訴訟を受理せざるの思想と、土地資本の利子とも見るべき加地子の收入を停止したる思想觀念の間には脈絡の相通ずるものなきにあらず、殊に閑叟公の加地子猶豫令が、政府貸出金の打切及び借銀米の返濟猶豫と同一の布達を以て觸れ出されたる事實は、益〻加地子猶豫と德政との間に於ける觀念の聯合を首肯せしむるものあり。又閑叟公が最後に斷行したる土地分給令の法制上に於ける先例としては、その態容は著しく異るも、先きには大化新政の班田制あり、又近くは寬永二十年三月の土地永代賣買禁止令あり、前者は積極的にして後者は消極的なり、永代賣買禁止令は班田制とは固より多大の相違ありと雖、其立法の企圖と此の法令の豫期せし效果より觀れば兩者の間に觀念の相通ずるものあり、斯くの如き農民土地政策の先例を我が法制史上に見得ることは、頓て德川後半期の學者政治家を刺戟して其平素主張したる支那農政思想の宣布を旺んならしめ、以て井田の一變體たる均田、限田を實地に應用せんとするの風を生ずるに至れり。佐賀藩の碩儒古賀精里の如きは此の種經濟學者の優なるものなりしかは容易に之を知るを得べし。況んや閑叟公の幕下に於て政務に執掌せし儒者及び政治家が、悉く精里を鼻祖とせる藩黌弘道館の出なるに於てをや。之を要するに閑叟公の土地制度の思想は其臣僚を通じて或は先例を史上に求め、又は支那經濟思想の流を汲める當時の學者の所說を採りて理想を實際に應用したるものにして、其施設としても、思想としても決して我が歷史上新規なるものにはあらず、而も閑叟公が一大英斷を以て之を自藩に施行したるその健腕と明識に至りては、古今に比儔を求め得べからずと謂ふべし。

ハ　社會的觀察　閑叟公の土地政策に依り小作人階級は如何なる恩惠を蒙

りたりしや、土地政策實施以前に於ても、夫の土地永代賣買禁止令に依り土地の市場取引は公然許されず、勿論其間、禁を犯して賣買するものなきにあらざりしと雖、農民相互間に於ける土地取引件數は割合に尠く、隨て農村に於ける貧富の懸隔は又比較的尠しと見て差支なからんも、市街地の富者が加地子收得を目的として土地を買取り、所謂兼併の弊を助長せしものに至つては其數尠しとせず。然るに一たび閑叟公により加地子猶豫令發布せられ、後ち更に土地分給令發布せられてより漸次豪戸の勢力は殺がれ、之と同時に農家にして商業を、商家にして農業を營むを禁ずるの令を發し、又家中の武士をも農村に入ることを禁じ、武士に農業を營ましむる場合には別に農兵村を建設せしむるの方針を採り、又農耕に用なき僧侶神官の如きも神社佛閣の廢毀令と共に其數を減じたるを以て、全藩の農村を通じて純乎たる百姓の勞營地たる觀を呈し、百姓ならざる村民の單に土地を有し其作德に依り生活せんとするものゝ如きは、漸く其影を拂はんとするに至れり。實際此の均田政策實施以前に於ては、農村には商家又は農耕に從はざる雜戸又は土地を有して都邑に住居する地主混住し、之が爲、一方に於ては純朴なるべき農村の良風美俗を害し、他方に於ては小農民を逼迫に陷れて異まざるの傾きありしが、均田制度實施せられてよりは、次第に農村の純化を呼び、農村の諸階級は漸を追うて純一に向ふを見たり。然らば斯くして成れる閑叟公治下の農民等は悉く幸福なる生活を營み得たりしやと云ふに、必ずしも然らざるものありしが如し。則ち閑叟公の農政實施に依り小作農民の經濟狀態の上進したるは多言を要せずと雖、村閭住民の精神生活は必ずしも快適の氣を以て滿たされたりとは謂ひ難し、若し閑叟公が新土地制度實施の手段として一方に法令を布き、他方に劍を翳し、秋霜烈日の威を示して實行を强ひしたらんには、土地所有者たる地主等を壓服して苦情を唱へしむる餘地はなかりしなるべきも、法令の施行は專ら溫和を旨とし、一に代官をして其處置に當らしめ、代官等は又成るべく地主小作人間の『相對讃談』を以て事を捌くの方針に據りたるを以て、法の實施に荏苒時日を要したるは云はずもがな、其時日を經過する間には地主小作人間に感情の阻隔を來すの基を開き、且つ昨日の加地子收得者一朝にして一粒の

收入をも得ず、又數十町歩の大地主其土地を沒收せられて小面積の自作地主となり、爲に自己の生活を維持せんが爲には、否や應なく鍬を手にせざるべからざるに至れるに反し、昨日迄の水呑百姓は一朝にして自作農となりたるが如き環境を與へられ、勞農一年の秋收は擧げて之を自家の庫中に收め得ることゝなりたるを以て、地主小作人の關係は玆に一變して、略ぼ對等に近き有樣となり、中には主客轉倒、貧富却つて處を異にするものあるを見るに至り、以て此の土地制度が社會民心に及ぼす影響の少なからざりしを知るべし。然も斯くして農村より雜戶を除き、土地配分を均等にして貧富の懸隔を少からしめ、以て平和なる農村社會を建設せんとせし閑叟公の土地政策は、未だ其實を完く結ぶに至らざるに先だち、世は大政一新の變革に遭遇して崩壞を餘儀なくせられたり。

ニ　法制的觀察　閑叟公の農民土地政策を法制上より觀察するに當り、先づ考察するを要するは、その御藏入地に於ける土地私有權の存否如何にあり。實際、德川時代に於ける農民は假に土地私有權を認められたりとするも、寬永二十年三月の土地永代賣買禁止により一大制限を受けたる爲、それが果して完全なる私有權にてありしや否やについて疑を生じ、屢〻學者間に議論の行はるゝ處なるが(107)、今、全國の諸侯を假に封建的領主と看做すに於ては、其領內に於ける土地所有權の歸屬する處が果して藩主にてありしや、領民にてありしや、之を佐賀藩の場合に就て考ふるに、封土は藩主の支配する處なれども、其土地所有權は農民に屬し、農民は領土支配者に貢米を納めて耕作したりと觀るべきなり、天保度及び嘉永度の加地子猶豫に於て地主の所有權に非常なる制限を加へ、且つ嘉永度及び文久度に於て地主所有權の一部を剝奪したるが如きは、殆んど農民土地所有權の存在を認めざるものゝ如しと雖、然も此は封建君主の行政權が所有權に侵入したるまでのことにして、土地所有權が藩主にありたりとは云ふを得ず。唯だ問題とすべきは、夫の土地分給令に於て藩廳の使用したる『上支配』なる用語なり、上支配とは一藩の土地全體を一應藩に引き上げ、藩に於て之を支配するの謂なり、然も上支配を行ひたる後、其土地は直ちに地主に二割五分、小作人に七割五分の割合にて分給せられたるを以

(107)　中田薰氏「德川時代に於ける土地私有權」(法學協會雜誌第三十七卷第六號)　瀧本誠一氏「土地制度論」(日本經濟史、70—74頁)　丸山正彥氏「土地所有權の沿革」(國學院出版、法制論纂讀篇)

て、土地は再び農民の私有に歸したる次第なり。唯だ斯くの如く土地の私有權が著しく制限せられ、又は所有權の沒收せられたることあるを以て、土地藩有の事實が其間に存續したる如く思ひ做されざるにあらずと雖、封建制度の一大特色たる其行政權が人民の私有權を、時に著しく侵犯し得たることあるに思ひ及ばゞ、兩者間に於ける觀念の混淆も自ら防止され得べし。斯く佐賀藩に於ては、土地は人民の私有に屬しながら、藩の行政權を以て之を甚だしく束縛し、均田實施に當り、藩廳は其令文に於て藩命に違背せば地主よりは土地を取り上げ、小作人よりは小作地を取り上ぐべしと言ひたりしが、こは最も克く藩の行政思想のある處を表はせりと云ふべし。されば地主等が後年維新後、政府に對する陳情書に於て先祖代々より水にも流れず、火事にも燒けぬ安全なる財產として土地を所有し來れりなどと記せりと雖、彼等の土地は行政權により甚だしく制限せられて、彼等の思惟せるが如くに安全ならず、何時上地せしめらるゝやも測られざる土地財產にてありしなり。

凡そ何れの社會たるを問はず、新に法律を布きて異常の經濟的改革を行はんとせば、二個の用意に力を致すべし、一は其社會の現狀は果して其布かんとする制度を要求するや否や、次には要求せられたる制度を布くに際しては克く萬全の方法を盡して民治に遺憾なからしむるにあり。今佐賀藩の場合に就て之を觀るに、閑叟公襲封の頃に於ける農村の經濟狀態は、加地子猶豫又は土地分給令の如き制度の施行を必要としたるに相違なしと雖、其實際に執られたる施設の方法に至りては考慮すべき多くの餘地ありしを見ずんばあらず、其主なるものを擧げんに、第一は斯くの如き重大なる法律を布くに當り其執行上に敏速を缺きたること是なり、則ち一旦法令を發布したる以上は卽時又は一定の期間を限り實施を終るにあらざれば、利害の相反する双方より苦情百出して到底之が施行を普遍ならしむることを得ず、然るに閑叟公は英斷を以て稀に見る重農的政策を布達しながら、其實施手段緩慢に流れ、其間往々一部地主の請願を容れて除外例を設け、又管內同一の村內にて甲と乙との加地子關係は卽時解決せられたるも、丙と丁との間は容易に解決せられず、又土地分給の場合に於ても甲の村は概ね施行を終れるに反し、乙村は未だ一般に

賞施せられざる如きを見たり。第二は閑叟公の土地制度は御藏入農地なる直轄地のみに施され、本藩の領土全部に施行せられず、其偶々支藩又は大配分地に行はれたるは御藏入農地の不在地主が支藩又は大配分地に土地を有したる場合に限られたるが如し、而して御藏入地は支藩又は大配分地の間に犬牙交錯せるより、甲村の地主は御藏入地なるが故に加地子收得を禁ぜられ、乙村の小作人は御藏入地ならざるが故に加地子を納入せざるべからずして、同じ鍋島領内にてありながら、其所轄の異るに從ひ農民經濟に厚薄を生じて人心を紊し、延ひて法令の效果を稀薄ならしめたり。第三は加地子收得者全部を法令の客體たる地主と看做したるにあり、地主の中には大地主あり、小地主あり、此の小地主中には僅か數反歩を有するに過ぎざるも、作手不足して一時剩餘地を他人に托して耕作せしめ加地子を收入するもあり、然るに加地子猶豫令に於ても土地分給令に於ても、(文久年度の土地分給に於ては此の點に留意したる跡あり)加地子收得者を以て齊しく地主と看做したるため、小地主中には之がために小作人よりも貧困なる境遇に陷り、後には却つて之が救濟策を講ぜざるべからざるものを生ずるに至れり。第四は土地を一旦『上支配』に移したる以上は、其土地は永久に藩有たるの事實を農民に示して、土地私有心を滅却するようにしてこそ上支配の趣旨を徹底し得べかりしに、藩は土地藩有後、新なる土地私有制の下に、一定歩合を以て土地を地主小作人間に分配して、其後の土地管理につき何等干渉の意を示さゞりき。若し土地の『上支配』令發布と同時に耕作期限を定め、一定期限來るの後は再び之を藩に收め、更に之を農民に分配するの方法を採ること中世の班田制度の如くしたらんには、土地藩有の趣旨を一層能く徹底したるべきに、藩廳の用意玆に及ばざりし爲其法令は布告の當初より『上支配』たるの本質を發揮し能はざる素因を藏したり。第五は土地の藩有を令するに際し、其施行區域に隨て年次を異にし、皿山管內と全藩との間に十年の距離を置きたることは此の制度の實施を益〻遲緩ならしむるの因を爲せり、蓋し一の代官管內に行うて他の代官管內に施行せず、一の代官管內の地主小作人が土地の分割に付き悶着を重ねつゝある時、遲れて全管內に新に同一方法下に之を施行せんとするも、如何でか法令の

實施を期し得べき、前地の悶着が移りて後地の悶着を促すべきことは見易き道理なり。第六は『上支配』に歸したる土地を農民に分配するに當り、開墾地地主に對し特殊的存在を肯定して、其分配高に斟酌を加へたるにあり、一旦土地の上支配を令したる以上は、一部地主の利益の如きは一切之を眼中に置かずして可なるべきに、新田地主に對して特殊の取扱を致したるため、農民をして土地藩有の本旨と相副はざる心理傾向を醞釀せしむるを見たり。第七は明治政府の第三次加地子處分令の條規に依りても知り得る如く、土地上支配分給後に於て藩府は往々土地の賣買を農民に『官許』したることあり、蓋し『上支配』後に於ける土地の取引は條理上極めて少數なりしなるべしと雖、金融に迫れる農民の便利を圖り已むを得ざる場合には賣買を許したるものゝ如し、之がため諸他の素因と相俟て農民の土地所有心を一層唆りたるの事實を見逃す能はず。第八は土地分給令施行と同時に村の名寄帳の整理を怠りたるにあり、此の帳簿整理の不行屆は後年に至り双方をして土地制度變革の事實を否認するの口實を與へたり。斯くて閑叟公の農民土地政策は、内に幾多の反則的素因を藏するを見たるが、藩廳は令達の趣旨の徹底を期せんため、或は庄屋をして、或は代官をして百方奔走せしめたる爲、實施困難の裡にも土地の分配漸く行き渡らんとせし折柄明治維新に遭遇せり。

ホ　經濟的觀察　行政權を以て土地私有權を制限しつゝ加地子猶豫令を布告し、次で土地分給令を發したる閑叟公の農民土地政策を、近代社會經濟思想と照合考察するに、此の制度は無論社會主義にあらずと雖、社會主義に近きものたるは論を俟たず。然も閑叟公の社會政策は藩内の私有財産全部を藩有に移し、藩民を擧げて勞營に依り衣食せしめんとせるものにあらずして、唯だ宗藩直轄地の農村に之を實行して土地の私有制を制限し、御藏入農地の農民は其何人たるを問はず額に汗して勞働するにあらざれば生活すること能はざる主義の上に立ちたる土地政策にてありしなり。再言すれば、公の社會政策は全藩の經濟政策として行はれたるものにあらずして、本則上支藩及び大配分地を除きたる本藩直轄地の農村内に限り行はれたる制度にてありしなり。而して此の社會主義的經濟政策に依り最も打擊を蒙りしは云ふ迄もな

く地主にして、小作人は之に反して大なる恩恵に浴し、後には舊地主にも勝る經濟的地位に置かれたり。斯くの如くして土地財産を均分に近き割合を以て分配したる結果、農民の勤勞心は果して何等の影響をも受けざりしや、元來人間の經濟的活動が物の獲得又は所有の慾望より來るものなることは云ふ迄もなき處なるが、今、閑叟公治下の農民は農業要素の主位を占むる土地を藩に取り上げられ、均等に分配せられて、彼等が慾望の客體たる土地の所有を許されざるに至りし爲、其勤勞心の鈍りたることは疑ひなき處なり、換言すれば均田制度實施せられてより農民一般に經濟的活動の氣象を缺くに至りたりとのことなるが、之は畢竟するに彼等の土地所有慾に對する精神的衝動を減退せしめたる結果とも云はれ得べし、元來人の慾望は單に生存の爲に起る場合と、生存に必要なる以上の物を得ん爲に作用する場合とあり、今、佐賀藩御藏入地の小作農民は、貧困にして生活の慾望をも充す能はざりしより、藩主に於て均田制度の如き急進政策を實施するに至りしなり。

問題とすべきは、鍋島閑叟公が斯くも急進的土地政策を實施したる其根本の理由は、果して領民憐憫の思想より來りたるものなるや、否やにあり、此の詰問は啻に舊佐賀藩の農政施設に對して發せらるべきものなるのみならず、汎く各藩の社會政策的施設に對してなさるべきものなるが、管見にては閑叟公の土地政策も一藩の財政困難を回復することが寧ろ其基調にして、均田制度の如きも此の基本觀念より流れ出でたるものなるが如し、故に夫の布達の文面に見ゆる『甘ぎ』と云ひ『潤色』と云ふも、歸する處は領内の土地經濟を振興して一藩の財政を振作せんとするものに外ならざりしを知るべし。

人或は云はん、故老の語る處によれば、舊佐賀藩の農業生產力は平均一反一石七斗、其中より自作農は藩主に一石を納め、小作人は小作料として地主に二斗、公租として藩庫に一石を納め、其手取りは五斗に過ぎざりしと云ふにあらずや、然るに閑叟公が加地子猶豫令を以て小作料納入を停止したりとて、小作人の利する處は僅に一反歩二斗なるのみ、二斗の免除が小作人階級をして果して何程の經濟的幸福に浴せしめたるや疑はしきと同時に、藩廳若し眞に小作人を保護せんとせば、小作料免除よりも寧ろ公租の輕減を行ふべ

きにはあらざりしかと。然れども斯かるは一個の臆斷にして封建財政の實體と、武人心理を解せざるに基くものなり、佐賀藩に於て經濟史上稀に見る此の過激なる土地制度を施行したるは、一方に於て小作人を保護せんとする重民思想より來れるに相違なしと雖、又他方には此の『御仕組』により既說の如く鄕内を『再興』して、農村全體をして藩財政の負擔力を增進せしめんとせしことが、此の重民的農業政策の基調を成したるなり、故に公課輕減を以て農民保護を策すべきにはあらざりしかとの論駁の如きは、時代批判の用意を缺くものと云はざるべからず。

然も一個の理想の下に行はれたる閑叟公の土地制度も一擧にして成し遂げらるゝ能はざりき、一回、二回又數回遣り直して尙ほ其完成を期する能はざるを見たり。況んや明治時代に入りてより舊藩經濟事情の如きは殆んど眼中に無く、一に人心を鎭撫し新政府の基礎を安定せしめんことをこれ專とせる明治政府の施せる新土地政策に於てをや。維新後明治政府の採れる加地子處分法に就ては或時は舊地主喜び、或時は小作人歎き、其政策の變る毎に彼等の喜憂は交々至るを見たり。今閑叟公治下に於ける土地制度の變革及び明治政府の行へる土地政策の變遷毎に、地主及び小作人に與へられたる經濟的地位の變り行きたる有樣を列擧すれば次の如し。

藩制時代	土地政策の種別	地主の經濟的地位	小作人の經濟的地位
	天保度の加地子猶豫令	天保十三年より向ふ十ケ年間、地主は一粒の加地子米をも收得する能はず。	同年より向ふ十ケ年間、土地を無料耕作し、藩主に貢米を納むる外、地主に對し何等の負擔なし。
	嘉永度の加地子再猶豫令	嘉永四年より再び向ふ十ケ年間、加地子米の收納を許されず。	同年度より再び向ふ十ケ年間前同樣
	嘉永度の土地分給令	文化度に於て一町歩の小作地の二分五厘、即ち二反五畝を殘し他の七分五厘、御藏入地農地全部に於て前同樣。	占有地中七分五厘、即ち一町歩中七反五畝の土地を無償交付せらる。
明治時代	文久度の土地分給令	舊藩時代に沒收せられたる土地を全く回復するを得たる代り、小作料は半額と定めらる。	同前
	明治五年第一次加地子處分令	舊所有地の二分五厘を回復す。	曾て分給せられたる七分五厘の土地を全部返上したる代り、小作料を半減せらる。
	明治六年第二次加地子處分令	土地所有權は一旦之を回復し其中の半額を政府に獻田し、政府よりは其の褒賞として獻田地の地價四分の一に當る賞與金を交付せらる。	七分五厘の土地を分配せらる。
	明治十年第三次加地子處分令	土地所有權は一應全部剝奪せられたる代り、現占有地の五分、即ち半額を政府より褒賞せらる。	

卽ち明治政府最後の布告に依り地主小作双方の與へられたる經濟的地位を、藩制時代の土地制度に依る地主小作人の經濟的地位に比較すれば、其曾て十町歩を所持せし地主は新に五町歩を與へられて他の五町歩を奪はれ、奪はれたる五町歩に對しては其地價四分の一に當る褒賞金を得たるを以て、實際は六町二反半を得たると略ぼ同一の地位に復し、小作人に於ては自分小作地の半分に對する所有權を與へられ、以て往年一町歩を小作せし水呑百姓も玆に更めて五反歩所有の自作百姓となれり。斯くて政府は地主に對する褒賞として總計金拾貳萬圓餘の負擔に任じ、それだけ國庫の損失を招きたる次第なり、此の賠償金に維新以來二十年間に亙る中央政府及び地方廳の加地子事件に關する行政費用を加算せんか、可なり莫大の金額に達することならん。

均田制度の善後處分に費したる財用又庸ならずと云ふべし。

へ　本制度成敗の批判　閑叟公の農民均田政策は成功なりしか、將た失敗なりしか、これ研究者の案頭に投ぜられたる問題なり。想ふに假令不完全ながらも私有財産制の認められたる國家又は社會に、私有財産制と相容れず、又之に著しき制限を加へたる制度を布くには、必ずや財産所有者の反抗運動に面することを覺悟せざるべからず、此の反抗運動を壓服するにあらざれば社會政策は到底之を實施するを得ず、而して社會政策に對する有產階級の反抗を防ぐ方法に二あり、一は彼等の財產所有慾を減ぜしむるため、豫め其國又は其社會の力を以て財產所有慾減却の敎化を人民に施し、以て人類共存、社會連帶の理想を體現する爲に、各個人をして所有慾を捨つるの必要を理解せしむるにあり。而も德川時代に於て斯かる敎育施設をなすことの困難なるや、其社會制度を急變せしむるの困難なると同一なるものあり、之に加へ、敎育事業本來の性質として其効果を擧ぐるに迄には永き年月を要して著効容易にあらず、第二には何等の準備なく突急に社會政策を實施する場合に於ては、隻手に法制を提げ、隻手に劍を振り翳して新制度の實行を强ふるにあらざれば能はず。而も斯かる方策に據るに於ては必ず幾多流血の慘を見るべきは歷史の經驗に照して明らかなり。然るに閑叟公に於ては其社會制度を實施するに先ち、何等豫備的敎化を施したるの跡なきのみならず、法の威力を以て領

民に臨むが如きは彼の欲せざりし處、一に代官庄屋の『讀談』に依り事を處理せんとしたりし爲、其政策の實施は勢ひ遲滯の誹を免るゝ能はざりき。

正司考旗は佐賀藩有田の人なり、寛政より安政に至る間土地の資産家として、學者として、將た又新田開發の功勞者として鄕人の間に崇敬せられたりしが彼は曾て『經濟問答秘錄』中に均田制を論じて(107)去る文化の年或邦に新制を建て、富民所持の田畑を取揚げ小作人に與へしに、領中忽ち騷動して鼎の沸くが如く、之迄正直者と呼ばれし者も忽ち邪心を生じ、種々奸惡の陋策を講じ或は姓名を易へて多く取り、之に反して鈍直の者は少しく取り、弱き者は壓倒され、强き者は取勝となりしが、而も一二ヶ月も經ざる間に上より與へられたる田地の十中八九は入質或は放賣せられ、新制の布かれたる翌年、代官庄屋に往き租帳を見れば、田地は以前の如く悉く人手に渡り、上よりの賜田とは唯だ名のみにして、舊家は潰れ、僥倖の者一方より安價にて土地を買占め、或は高利の質に取り、村里益〻混亂に陷るを見たりとて新土地制度の弊害を指摘論難するに假借する處なきものゝ如し。然るに正司考旗が此の急激なる土地制

(107)　日本經濟叢書　第二十二卷　488頁

度を實行したるを何れの藩たるや言明せずして故らに『或邦』と云ひ、又其年次を天保とせずして『文化』と爲せるは、藩主の農民政策を批判して藩當局の忌諱に觸るゝを恐れたるに依る乎。案ずるに考旗は鍋島領内有田の人なりければ、閑叟公の農民土地政策が富商兼併の弊最も甚だしと見られたる有田地方を其政策の眼目としたるだけ、其土地の有産者たりし考旗の如きは最も新制度の打擊を蒙りたるものゝ一人なるべし。されば彼が嘗て均田を論じ『我が藩にも亦之を行はんと思ふ族もあり』と明言したることありながら(109)、後に至り愈〻其實施せられたる政策を批判するに當りて『或邦に新制』と記るし、加ふるに其年次を『文化の年』と誤魔化したるは如何にも辻褄の合はぬ議論のやうなれども、考旗が閑叟公治下なる有田の儒者たりしことに想ひ至らば、彼が藩主を憚りて曲筆せしも亦已むを得ざることならん。蓋し彼は均田卽ち土地の平等分配が國家民人の福祉を增進することを信じながら、而も急激なる社會制度の變革に反對せしなり。其理由として擧ぐる處を見るに、

(109)　日本經濟叢書　第二十二卷　460頁

第一　良民を潰し惰民を悦ばしむ、是天理に悖る
第二　國家を騒がす
第三　貧民高利を出して益〻窮迫す
第四　民心流水姦佞に化し、後年政務益〻危きに及ぶ
第五　勞して功なし
第六　我が物より人の物は尚ほ重んずべきに、人の物にて惠まれざる者あれば却つて世間の譏りを受く

と、蓋し考旌は既記の如く有田の資産家にして、天保以降の加地子猶豫及び土地上支配の爲には非常の打撃を蒙りたるものゝ一人なりければ、彼が擧示する所の前記土地分配制度の弊害の條々は當時有田郷内に於ける資産家側の心理と意見を或程度に表現せるものと見て差支なかるべし。而して彼は曾に藩の政策の弊害を指摘するに止らずして、當時の社會に於ては殆んど信を置き難き程の大膽不敵なる態度を以て藩府の儒者及び吏僚を詰責し、『新法を立てんと欲するには先づ其土地の下情を知らずんば是を毫釐に失へば差ふに千里を以てす、斯かる事は畢竟政は正なりと云ふ聖經を稽へず、當時文俗の徒未だ人情に通徹せずして、經濟の書を著はし、侯國の官僚之を信じ、鹵莽にして忠恕の二字を稽へず、畠水練にて令を下す故なり云々』と言へるは、均田の理想を書卷に述べて時の政治家を啓發せんとしたる彼の古賀一族及び其思想を實地に採用したる閑叟公幕下の僚輩に向けたる攻撃の矢にあらずして何ぞ。斯かるは實に急進社會改革派の行へる土地政策の實績に對し、穩和派社會改良家の下せる批判文中出色の文字なりと雖、彼の住居地と彼の有せし當時の社會的地位に思ひ及ぶときは、彼の下せる此の批評には若干の割引を加ふる必要あり。何れにしても閑叟公の土地制度が一は豫め其用意の不十分なりしと、二には實施方法に遺漏の點多かりしとに依り、所期の成績を擧げ得ざるの兆候顯然たるものありしは蔽ふべからず。然りと雖、斯かるは未だ全豹の洞察にはあらず、閑叟公治下に於て其大部分を占めし小農民は此の土地政策のために多大の恩惠を蒙り、爲に其經濟的窮地より救はれたるを以て、彼等は閑叟公の政策を謳歌頌揚し朝に空を仰いで歡呼し、夕に地に伏して

禮讃するも尚ほ足らずして屋上に攀上り躍りて遂に墜死する程にも嬉しく感激したるなり。斯くて閑叟公の土地制度は緩慢ながらも、漸次農村に普及せられ、幕末慶應の頃には概ね土地の分配行き届かんとせし折柄、徳川幕府倒れ、明治新政府の出現となり、折角苦心の土地制度も新政府數次の政策により壞滅し去り、其跡には大小の地主續々發生するに至りたり。

結論

佐賀藩農民土地制度は其本質に於て社會主義にあらず、況んや共産思想の如きは其片鱗をも認むる能はずと雖、其土地資本を輕視して、實際に耕作する農民を重視し、實耕に當る農民を保護する爲に、當時漸く其頭を擡げつゝありし早期土地資本主義に制壓を加へて、或は其小作料の徴收を差留め、又は土地所有權に觸れて之を小作人に厚く地主に薄く分配したる如きは、如何なる點より觀ても社會主義的なる土地制度と稱して不可なかるべし。明治新政府の大藏卿として此の制度の破壞を敢てしたる大隈重信は之を以て『非常の權法』に出づと云ひたりしが、非常の權法とは畢竟するに封建制度下に培養せられたる特殊の社會制度なりと云ふ義に外ならず。

閑叟公が嘉永文久兩度に亙りて領内の土地を『上支配』に移したる其事は

今日の所謂土地國有制度とは著しく其内容を異にせり、成る程『上支配』に於ては土地を藩有に移したるに相違なしと雖、『上支配』となりたる土地は直ちに之を地主に二割五分、小作人に七割五分の割合を以て分配せられたるが故に土地私有制度を肯定し存續せしめたることは依然たり、是余が佐賀藩の農民土地制度が所謂社會主義にあらずして、單なる社會主義的土地制度なりしと稱する所以なり。

藩命を以て小作料收納を停止したる鍋島閑叟公は、自藩の土地所有權に一大制限を加へて其實質を麻痺せしめ、小作料停止により昨日の小作人忽ち自作農となりしことは、大正昭和の農村社會問題に當面する現代思想家に對して一種の示唆を與ふるものなきにあらずと雖、『上支配』の命令により其生命を奪はれ、昭和年代の土地所有權は小作人の實力的干犯行爲によりて侵入を受けんとする點に於て兩者の差あり。

明治政府が加地子制度を整理する爲に、二たび令を下して二たび之を廢し、第三次の處分に於て漸く其急場を切り抜くるを得たる行政的手際は、餘り鮮

かなりとは云ひ難し、然し之を封建末期に於ける社會主義的農民土地制度を破壞して新土地資本主義の勃興の機運に乘じたる明治政府の施設と見るに於ては、其間に多くの時代的興味を喚ばしむるものあり。

斯くして佐賀藩の農民土地制度は其立法精神に於て、經濟觀念に於て、又社會思想に於て、現代人に歷史的興味を起さしむるものあるのみならず、其土地政策の變る毎に農村地主又は小作人の心頭に燃え上る所有權心理又は小作權思想は、最早數十年前に於ける社會事實にてありながら、現在當面の社會問題を觀察する上に幾多の敎示を垂るゝもの無からずとせず。

附錄　舊佐賀藩の均田制度年表

舊佐賀藩の均田制度年表

天保七年　鍋島閑叟公郷村を巡視し、農政改革の準備に着手す。

同　十　年　農政改革を懷抱する一藩士より均田實施の必要を閑叟公に進言す。

同　十二年八月　普通小作者又は質地小作者の納むる加地子米の三分一を五ヶ年間輕減する旨を達し、且つ其輕減米の濫費を禁ず。

同　十三年三月　本藩直轄地に於ける土地配分の實狀を調査す。

同　十三年八月　向ふ十ヶ年間既往の貸借銀米並に未納小作料の支拂中止を命ず。

同　十三年九月　前月の命令に依り惹起したる金融逼迫緩和の爲め、更に布令を出す。

同十三年十一月　借銀米及加地子米の一時取引中止を命ず。
同十三年十二月　借銀米の利止は十二月朔日以前の分に限り、其後の分に及ばざる旨を令し、且つ利子の歩合を定む。
同　十四年八月　御藏入農業者に對し向ふ十ヶ年間諸借銀並に加地子米取引一切の猶豫を命ず。
同　十四年八月　皿山代官管内に於て天保十三年の加地子猶豫令實施に關する細目を發布す。
同　十　五　年　城下武士をして新田を開發し土着せしむ。
同　十五年五月　士農工商を分離せしめ、單純なる農村社會を組織せしむ。
弘化二年五月　農民の商業を營むを禁じ、備荒米の貯蓄を令す。
同　三年八月　小代代官(小代は姓)其管内の土地調査を命ず。
同　三年九月　伊萬里有田等の地主情願を以て加地子猶豫令より除外せられん事を請ふ。

同　三年九、十月　小代代官、加地子猶豫令の施行細目を定む。
同　三年十一月　鍋島代官(鍋島は姓)加地子猶豫令の施行を管内に促す。
同　三年十一月　皿山代官管内に於ける加地子猶豫令の徹底的普及を計る。
同　四年三月　小地主等土地を小作人より返還せられんことを歎願す。
嘉永四年九月　向ふ十ヶ年間を限り再び加地子猶豫の令を發す。
同　五　年　新田開發地の地主等土地を回復して自作經營せしめられんことを歎願す。
同　五年九月　皿山代官管内の地主所有地と小作地の反別調査を行ふ。
同　五年十二月　皿山代官管内に限り農耕地全部を上支配となし(是佐賀藩に於ける『土地藩有』を實行したる最初なりとす)之を地主に二割五分小作人に七割五分の比率により分給す。
同　五年十二月　小作人をして濫りに土地(小作地)を賣買することを禁ず。

安政二年三月　南部代官(南部は姓)、土地處分は御藏入地のみにして、御山方大配分地に施行せらるべからざる旨を達す。

文久元年十二月　閑叟公隱居し直大公封を襲ぐ。

同　年十二月　土地分給令を御藏入農業地全般に布達す。

同　二年正月　藩の請役所、藩内加地子田畑持主より其所有面積を届け出さしむ。

同　二年十二月　土地分給の施行細則を發布す。

同　三　年　新田地主、寺院地主等由緒を陳べて特別の取扱を請ひ、全部の所有を認められれば加地子は半減しても可なりと申す。

元治元年十月　開發新田地は文久元年の土地分給令より除外し、其所有權は之を地主に認むると共に、加地子米を半減すべきことを令す。

慶應三年　伊萬里町人連署して土地所有を彼等に認められん事を歎願す。

同　四年八月　小地主の土地所有權を元所有者に許されん事を歎願す。

明治二年十月　明治新政府加地子事件に就き土地調査をなすに當り、天保十三年以前に溯りて爲すべき事を命ず。

同　四年正月　鍋島閑叟公死す。

同　四年十二月　年末多忙の故を以つて、加地子田畑は舊來の儘とし打續き耕作すべきを令す。

同　五年正月　從來の加地子田を地主の所有とし、其加地子米の半分丈けを地主に納むべしと命ず、是れ明治政府の行ひたる第一次加地子田處分令なり。

同　五年四月　伊萬里鄉庄屋加地子事件の處置に關し伊萬里縣廳に伺出

づ。

同　五年五月　小作人の起せる一揆暴動に關し其處分方を佐賀縣廳に願出づ。

同　五年十一月　長崎縣令加地子事件紛糾の善後策に關し中央政府の訓令を仰ぐ。

同　六年二月　中央政府長崎縣令の伺に對し佐賀縣の處置に做ふべきを命ず。

同　六年二月　佐賀縣廳加地子田を天保以前に復舊すべき法令の實施を延期し、地券の下付も當分見合すべしと令す。

同　六年四月　地主等第一次處分令の中止に遭ひ、一日も早く再指令に及ばれん事を歎願す。

同　六年六月　地主等佐賀縣廳に對し五年正月の處分通り小作料を徵收して可なりや否やを伺ひ出づるも、縣廳は大藏省の指令ある迄は小作料徵收を見合すべしと命ず。

同　六年八月　佐賀縣令加地子田處分方法に就き大藏省に建白書を提出せしが、之に對し大藏省は報償金一件を除き凡て其意見に同意する旨を回答す。

同　六年八月　佐賀縣廳、新に加地子田處分の方法を定め地主に二割五分小作人に七割五分の割合を以て土地を分給すべきを令す。是れ明治政府の行ひたる第二次加地子田處分令なりとす。

同　六年十月　佐賀縣廳地主に對する報償金のことに關し大藏省と交渉を重ぬ。

同　六　年　第二次處分令に對する地主の反對運動益々急なり。

同　六年十二月　大藏省加地子事件に關し更に適切なる方法を講ずべきことを佐賀縣令に訓令す。

同　六年十二月　佐賀縣廳の吏員上役に媚びて不實の復命書を提出す。

同　七　年　地主等加地子處分に關し再審議を盡されん事を陳情す。

同　七年一月　江藤新平佐賀に亂を起し、農村益々多事。

同七年三月　大隈重信加地子問題に關し太政大臣三條實美の指令を請ふ。

同七年　大隈重信佐賀縣令に對し新に加地子處分に關する訓令を發す。

同八年十一月　佐賀縣令加地子田處分に關し新案を具して内務大藏兩省の内諾を請ふ。

同九年一月　去る明治六年に發布したる第二次加地子田處分令の取消を行ふ。

同十年二月　第三次加地子田處分法發布せらる、之より問題漸く平靜に赴かんとするも全部の解決は未だし。

同十二年　縣官の派出說諭に依り土地の分割並に獻納漸く進捗す。

同十三年　加地子事件に關して腰岳に百姓一揆起る。

同十四年八月　地主等未納加地子米請求の願及び訴を爲す。

同十四年十一月　小作人等地主の訴に對して裁判所に抗辯を爲す。

同十四年十二月　内務卿山田顯義未解決地に對する具體的整理案を具し、太政大臣三條實美の決裁を仰ぎ、十五年三月聽き届けらる。

同十五年五月　左大臣熾仁親王より司法卿大木喬任へ、又司法卿より長崎控訴裁判所長へ、加地子事件裁判に付き内訓を發す。

同十五年　小作人等請書調印に就き長崎縣令に行政訴訟を起し、同年七月司法卿より其の訴狀を却下すべしとの指令を發す。

同十五年六月　地主等小作人の横暴を制せられんことを長崎縣令に請願す。

同十六年　小作人が分割不服の時は、地主の獻納に係る半高の土地を官有地とし、此を小作人に下賜せざることに定む。

同十七年　依然として訴訟多し。

同二十年　加地子事件終結す。初めて加地子猶豫令の布かれたる天保十三年より數へて當に四十六年目なり。

昭和三年十二月五日印刷
昭和三年十二月十五日發行

著者　小野武夫
東京市神田區北甲賀町四番地

發行者　岡茂雄
東京市神田區錦町三丁目十七番地

印刷者　白井赫太郎
東京市神田區錦町三丁目十七番地

精興社印刷所製
中島製本製

發兌　岡書院
東京市神田區上甲賀町四番地
電話神田二七五五番
振替東京六七六一九番

荷佐賀藩の均田制度裏付

定價五圓

昭和五年十二月十一日購入
昭和十年八月十八日盗難にかかり
八月三十一日帰る
小牧實繁

岡倉院版